

第3次ふじよしだ 男女共同参画プラン

令和5(2023)年度～令和14(2032)年度

令和5年3月

富士吉田市



目 次

第1章 プランの策定にあたって

1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの性格と位置付け	2
3	プランの期間	3
4	プランの策定体制	4
5	SDGs との関連	5

第2章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

1	データからみる富士吉田市の現状	6
	(1) 人口の状況	6
	(2) 世帯の状況	8
	(3) 就業の状況	10
	(4) 審議会等や市の管理職における女性の割合	12
2	男女共同参画に関する意識の状況	13
	(1) 調査の概要	13
	(2) 住民意識調査の結果	14
3	男女共同参画に関する国内外の動向	24
	(1) 国際的な動向	24
	(2) 日本の動向	25
	(3) 山梨県の動向	26
	(4) 富士吉田市の動向	26
4	第2次プランの総括と課題	27

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念と基本目標	30
	(1) 基本理念	30
	(2) 基本目標	31
2	計画の体系	33
3	重点目標とSDGs との対応	34

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	35
基本目標Ⅱ	すべての人が活躍できる環境づくり	38
基本目標Ⅲ	安全・安心に暮らせるまちづくり	42
基本目標Ⅳ	男女共同参画の推進体制の強化	47

資料編

1	策定経過	50
2	富士吉田市男女共同参画推進条例	51
3	富士吉田市男女共同参画推進会議設置要綱	55
4	富士吉田市男女共同参画推進委員会設置要綱	57
5	用語解説	60

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

平成 11(1999)年に施行された男女共同参画社会基本法では、男女の人権が尊重され、かつ、社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するための基本理念が定義されており、男女平等の実現に向けたさまざまな取組を、国際社会における取組と連動し推進していくための基本となる事項が規定されています。

本市では、平成 15(2003)年に、市・市民及び事業者等の責務を明示するとともに、男女共同参画の推進に関することを定めた「富士吉田市男女共同参画推進条例」を施行し、同年その基本的な計画である「ふじよしだ男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、平成 25(2013)年に改定した「第2次ふじよしだ男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画の意識づくり・社会づくり・環境づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

一方で、男女を取り巻く社会環境は大きな変化を続け、全国的な少子高齢化の進行の影響や、雇用形態・世帯の多様化などの影響は、人々の価値観や生活スタイルに多様性をもたらしており、平成 27(2015)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組が喫緊の課題となっています。

また、令和 2(2020)年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談件数の増加、非正規雇用を中心とした雇用形態やその所得事情など、特に女性に対して大きな影響を及ぼしたと言われており、男女共同参画の重要性が一層高まっています。

特にDVは、決して許されるものではなく、重大な人権侵害でもあります。平成 13(2001)年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、緊急時における安全確保や自立に向けた継続的な支援などに取り組むための基本計画の策定を市町村の努力義務として規定しており、DV被害から被害者を保護するために、行政が積極的に取り組む必要があります。

豊かな市民生活や持続可能な社会の実現には、すべての人の個性と能力が発揮される社会である、男女共同参画社会の実現が重要となることから、令和 4(2022)年に期限が終了する現行計画に基づき、これまでの取組状況の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな視点を加えた取組を示す中で今後 10 年間の男女共同参画社会づくりの行動指針となる、「第3次ふじよしだ男女共同参画プラン」(以下、「本プラン」という。)をここに策定します。

2 プランの性格と位置付け

- (1) 本プランは、本市における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的な方向を明らかにしたものです。
- (2) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「富士吉田市男女共同参画推進条例」第 8 条第 1 項に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的なプランです。
- (3) 本プランは、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「山梨県男女共同参画計画」、「第 6 次富士吉田市総合計画」を踏まえるとともに、関連する市の個別計画との整合を図りながら策定します。
- (4) 本プランは、「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- (5) 本プランは、「DV防止法」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

プランの位置付け

関連する国の法律

男女共同参画社会基本法
DV防止法
女性活躍推進法

【国】

○第 5 次男女共同参画基本計画

【山梨県】

○山梨県男女共同参画計画
○第 4 次山梨県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画

第 6 次富士吉田市総合計画

整合

第 3 次ふじよしだ
男女共同参画プラン

勘案

連携

本市の関連計画

- 富士吉田市まち・ひと・しごと創生
- 富士吉田市地域保健福祉計画
- 富士吉田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 富士吉田市子ども・子育て支援事業計画
- 富士吉田市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 第 2 次食育推進計画 等

3 プランの期間

本プランの期間は、令和5(2023)年度から令和14(2032)年度までの10年間とします。なお、社会的な影響等を考慮し、必要がある場合には随時見直しを図ることとします。

令和5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 年度 (2034)
第6次富士吉田市総合計画 (平成30年度～令和9年度)											
第3次ふじよしだ男女共同参画プラン (令和5年度～令和14年度)											

4 プランの策定体制

(1) 富士吉田市男女共同参画推進委員会

富士吉田市男女共同参画条例第 14 条第 1 項に規定される副市長、教育長、各部長で構成する委員会で、本プラン策定の中心を担います。

推進委員会では、プラン案について検討し、男女共同参画の推進のための施策や連絡調整に関する事項を協議しました。

(2) 富士吉田市男女共同参画推進会議

富士吉田市男女共同参画条例第 16 条第 1 項に規定される市民等により構成する会議です。推進委員会の協議内容や、住民意識調査の結果、プラン案等を随時報告し、意見・助言を求めました。

(3) 市民参画

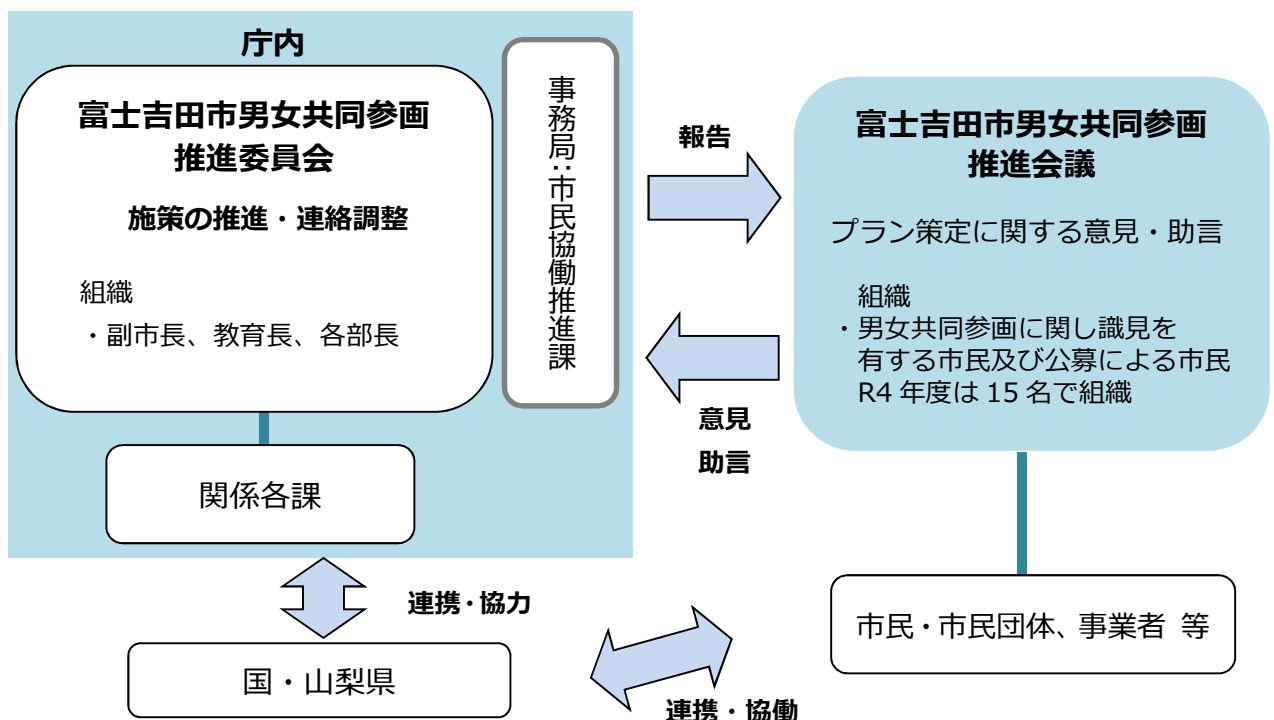
① 住民意識調査の実施

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、プラン策定の基礎資料とするために、成人を対象に、令和 4 (2022) 年 7 月にアンケート調査を実施しました。

② パブリックコメント

広く市民から計画案に係る意見を求めるため、令和 5 (2023) 年 2 月にパブリックコメントを実施しました。

策定体制図



5 S D G s との関連

- S D G s とは、Sustainable Development Goals の略であり、平成 27(2015)年 9 月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。
- 目標（ゴール）5として「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げるなど、独立したゴールとしてもすべての女性と男性が対等に権利・機会・責任を分かち合える社会をつくることを目指しています。
- 本市では、令和 4(2022)年 4 月に策定した「富士吉田市 S D G s 推進指針」において、市が策定する計画や方針に S D G s の観点を導入することを定めていることから、本プランにおいても、S D G s の視点を活かした男女共同参画・ジェンダー平等の取組を推進します。



第2章 男女共同参画を取り巻く本市の現状と課題

1 データからみる富士吉田市の現状

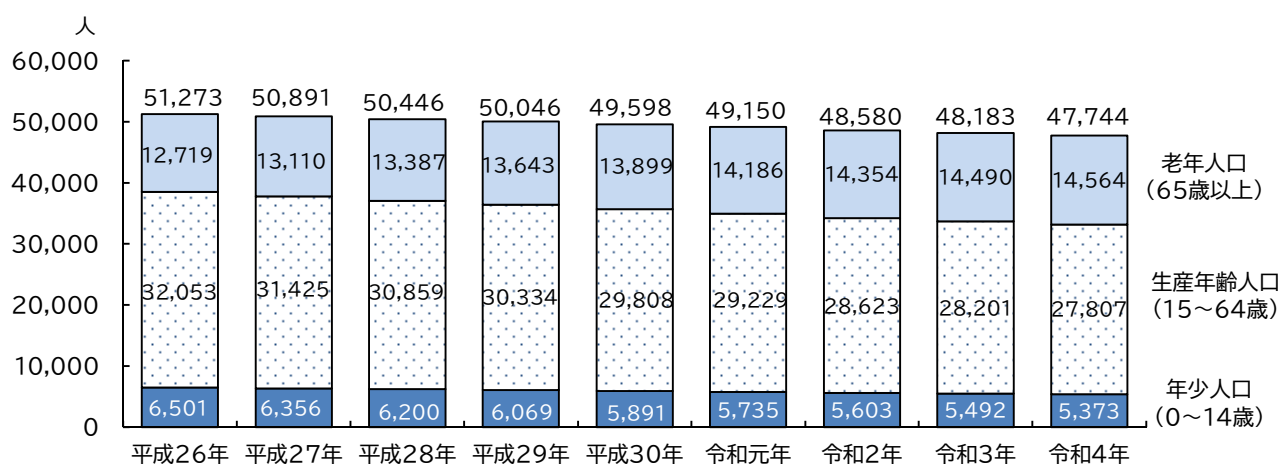
(1) 人口の状況

① 人口の推移

本市の総人口は、令和4(2022)年1月1日現在 47,744 人であり、平成26(2014)年以降一貫して人口は減少傾向にあります。

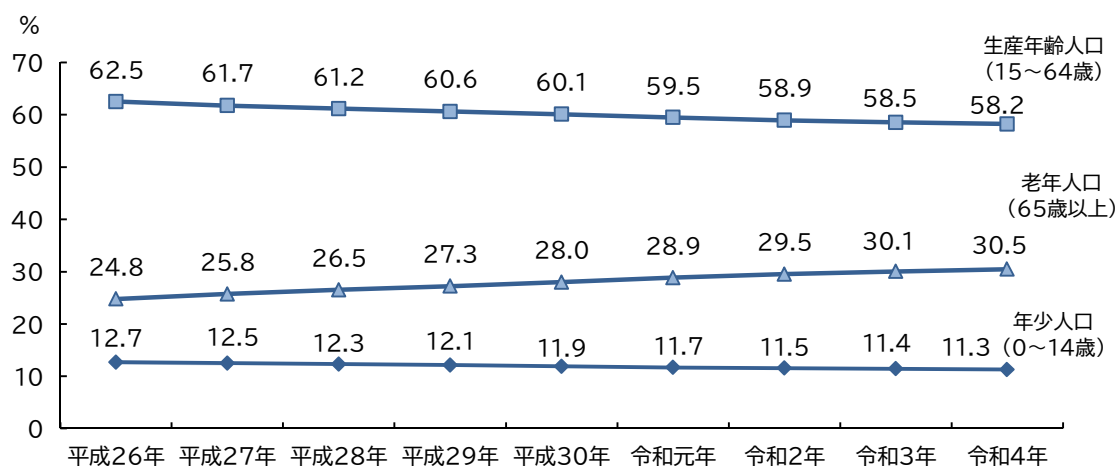
また、年齢3区分別人口をみると、年少人口は減少、老年人口(65歳以上)は増加しており、総人口に占める高齢者人口の割合は、令和4年(2022)年で全国平均の29.1%を上回る30.5%に達しています。

年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日現在)

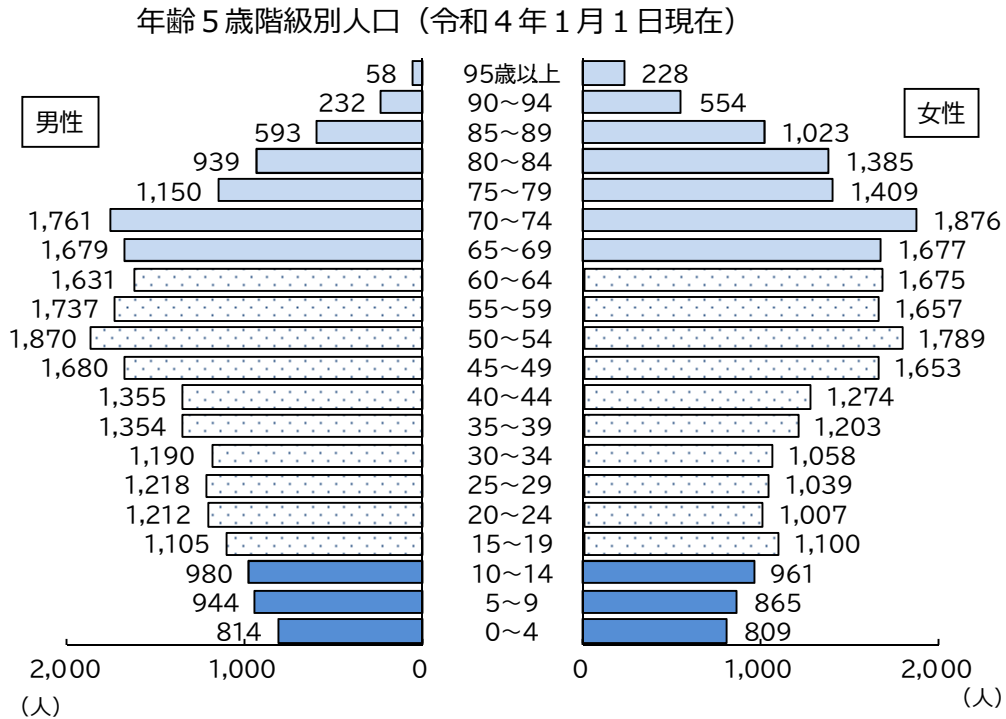
年齢3区分別割合



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(各年1月1日現在)

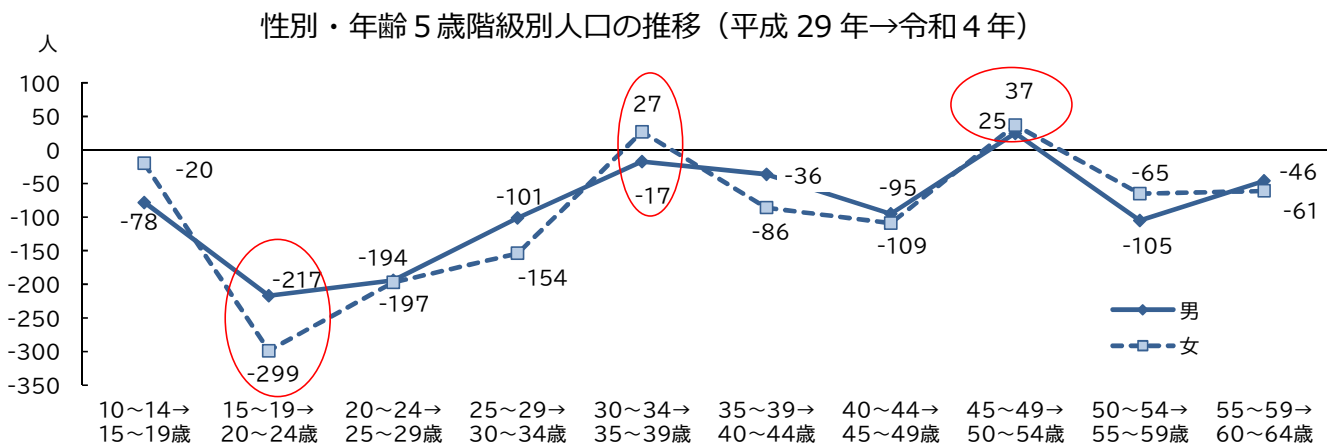
② 年齢5歳階級人口の状況

本市の年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）をみると、男女ともに70～74歳と50～54歳が多くなっています。また、70歳以上ではいずれの年齢階級も、女性が男性を上回ります。



③ 性別・年齢5歳階級別の人口の推移

平成29(2017)年と令和4(2022)年の年齢5歳階級別人口を比較することで、ライフサイクルごとの人口の流動をみると、男女ともに15～19歳から20～24歳の移行期に大きく減少していますが、45～49歳から50～54歳では増加、女性では30～34歳から35～39歳の移行期においても増加しています。



(2) 世帯の状況

① 世帯構成

一般世帯の家族類型別について、平成27(2015)年と令和2(2020)年を比較すると、「単独世帯」や「夫婦のみ」世帯が増加しています。また、県との比較では、「単独世帯」の割合が、県に比べ低く、「核家族以外の世帯」の割合が高くなっています。

一般世帯の構成比（経年及び県との比較）

	核家族世帯					参考 三世代世帯
	夫婦のみ	夫婦と 子ども	ひとり親と 子ども	核家族 以外の世帯	非親族を 含む世帯	
富士吉田市 平成27年	20.2	28.1	9.2	16.4	0.5	11.9
富士吉田市 令和2年	22.4	26.1	8.9	13.5	0.5	8.9
山梨県 令和2年	21.9	25.7	9.5	9.4	0.8	6.0

資料：国勢調査

② 高齢者世帯

高齢夫婦世帯及び一人暮らし高齢世帯は増加を続けています。令和2(2020)年には、高齢者のいる世帯が全体の半数近くに達し、4世帯に1世帯は高齢者だけの世帯となっています。

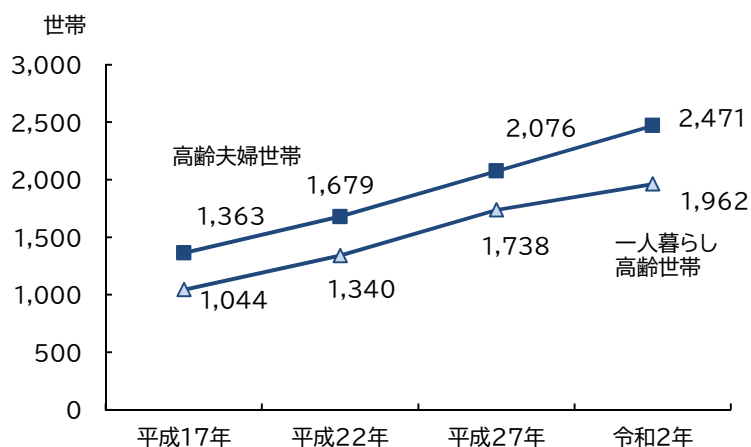
高齢者世帯の推移

単位：世帯、%

	一般世帯 世帯数	高齢者のいる世帯				
		総数	割合	高齢者のみの世帯		
				高齢夫婦世帯	一人暮らし 高齢世帯	一般世帯に 占める割合
平成17年	17,365	7,175	41.3	1,363	1,044	13.9
平成22年	17,700	8,013	45.3	1,679	1,340	17.1
平成27年	18,067	8,626	47.7	2,076	1,738	21.1
令和2年	18,311	9,094	49.7	2,471	1,962	24.2

高齢夫婦世帯＝夫が65歳以上、妻が60歳以上のみの世帯

資料：国勢調査

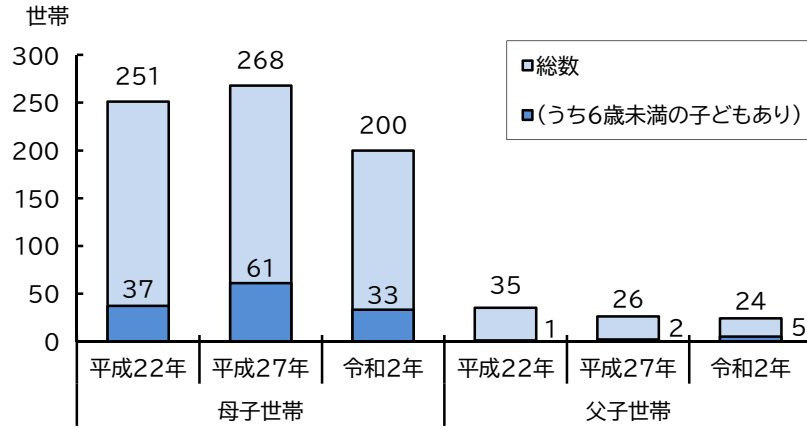


資料：国勢調査

③ 母子世帯・父子世帯

母子世帯数は、年によりばらつきがありますが、200 世帯以上で推移しています。一方で、父子世帯数は減少傾向にあり、母子世帯数が父子世帯数を大きく上回っています。また、6 歳未満の子どもがいる世帯は、圧倒的に母子世帯で多くなっています。

母子世帯数・父子世帯数の推移



資料:国勢調査

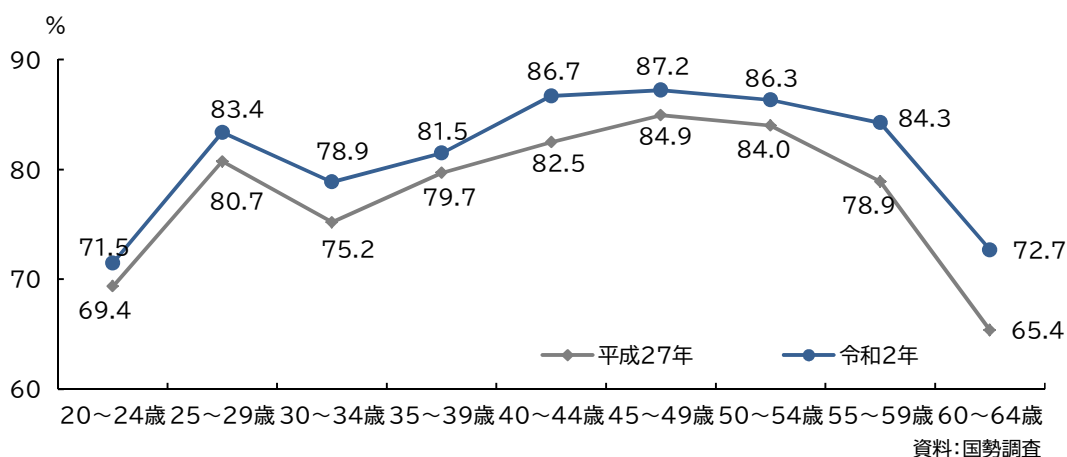
(3) 就業の状況

① 女性の労働力率

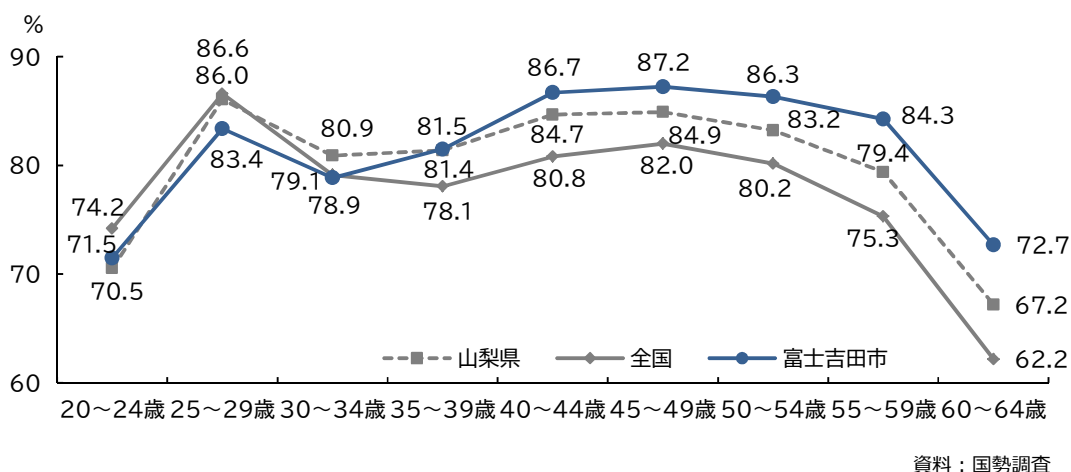
女性の労働力率は、従来では結婚・出産期に当たる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られています。令和2(2020)年の本市の女性の労働力率を年齢階級別に平成27(2015)年と比べると、いずれの年齢階級でも労働力率が上昇し、「M字カーブ」の谷が浅くなっていることがわかります。

また、本市の25～34歳女性の労働力率は全国・県を下回るものの、40歳以上のすべての階級で全国・県の割合を大きく上回って推移しています。

女性の年齢階級別労働力率（経年比較）



女性の年齢階級別労働力率（全国・山梨県との比較）

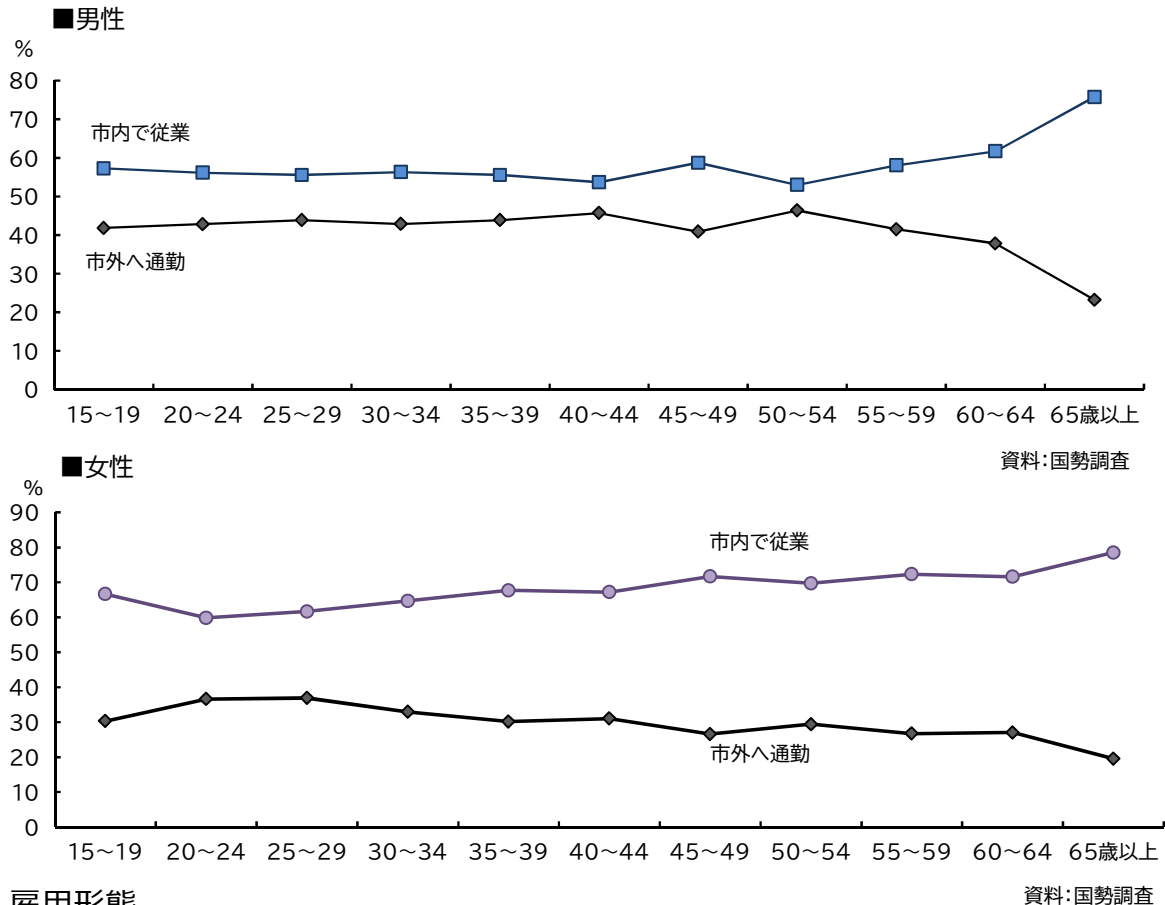


② 市内・市外通勤割合

富士吉田市に常住する就業者の年齢階級別市外・市内通勤割合をみると、男女とも「市内で従業」の割合が「市外へ通勤」を上回っています。

女性はすべての年齢階級で「市内で従業」の割合が6割を超え高い一方で、男性は60歳未満ではいずれも「市内で従業」の割合が5割台であり、60歳を境に65歳以上で「市内で従業」の割合が高まります。

富士吉田市に常住する就業者の年齢階級別市外・市内通勤割合（令和2年）

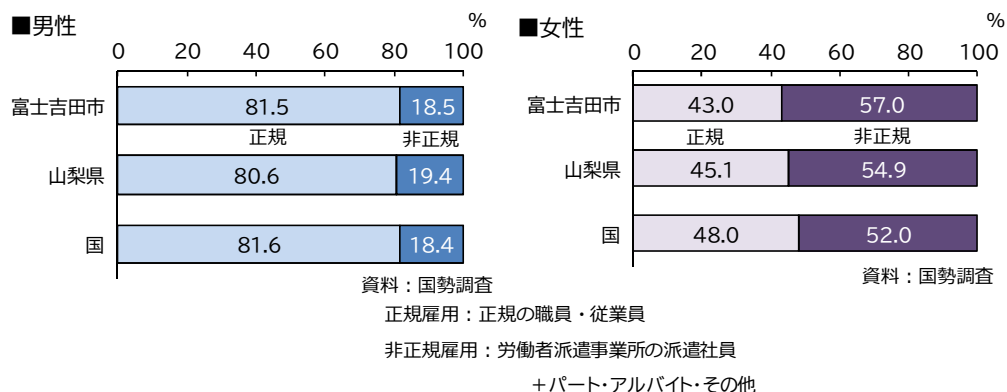


③ 雇用形態

男女別に雇用形態をみると、本市の「正規雇用（正規の職員・従業員）」の割合は女性が43.0%であるのに対し、男性は81.5%と大きな差が見られます。

また、本市では全国や山梨県よりも、女性の非正規雇用の割合が高くなっています。

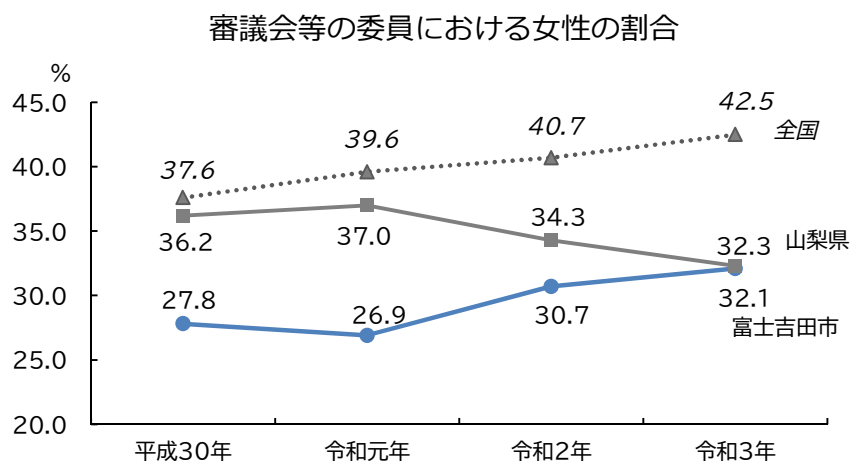
性別の雇用形態の内訳（全国・県との比較 令和2年）



(4) 審議会等や市の管理職における女性の割合

① 審議会等における女性の割合

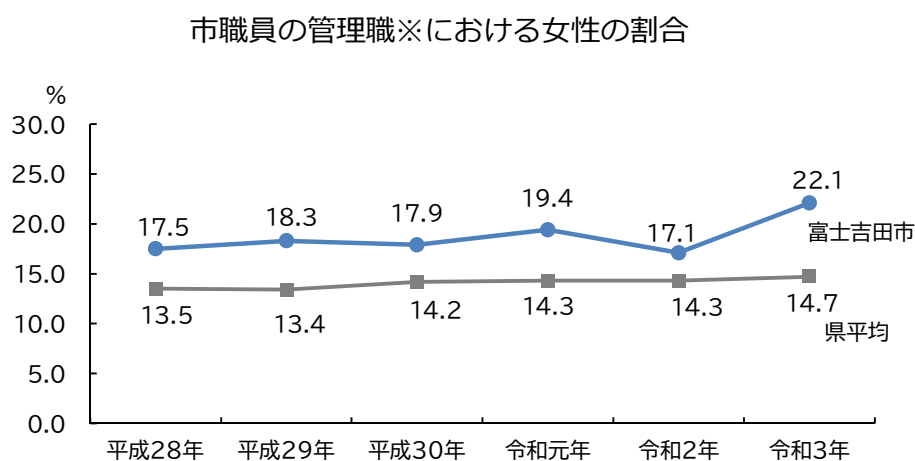
審議会等の委員における女性の割合の推移をみると、令和元年以降上昇傾向にあり、令和3(2021)年 32.1%と山梨県と同程度となっています。全国は令和2(2020)年以降、国の目標である40%を上回り推移しています。



資料：国→内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」
 県・市→内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」

② 市役所職員の管理職における女性の割合

市役所職員の管理職における女性の割合は、令和3(2021)年 22.1%であり、平成28(2016)年以降すべての年で県平均を上回って推移しています。



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)

※管理職＝課長相当職＋次長相当職＋部局長相当職

2 男女共同参画に関する意識の状況

(1) 調査の概要

本プランの策定にあたって、今後の男女共同参画に関する本市の取組の基礎資料とするため、また、市民の男女共同参画に関する意識や課題等を把握することを目的として、令和4(2022)年7月～8月に、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。(以下、「住民意識調査」という。)を実施しました。

① 調査の設計

項目	内 容
調査対象	満 18 歳以上の市民
対象者数	2,000 人
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和4年7月上旬～8月上旬
有効回収数	688 件（女性 385、男性 298、その他 1、性別無回答 4）
回収率	34.4%

② 調査項目

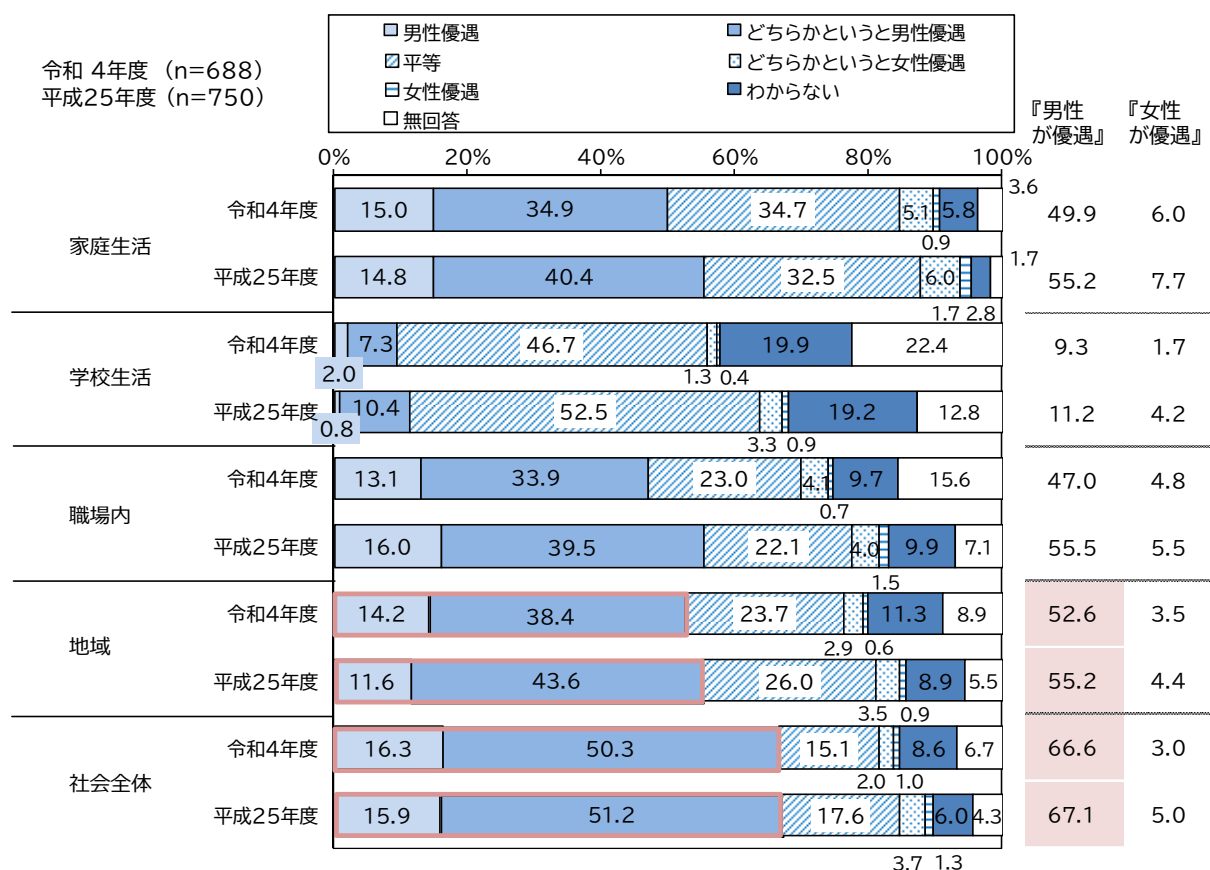
調査の項目
・あなたご自身について（回答者の属性） ・男女平等に関する意識や家庭生活について ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について ・地域活動について ・働き方・就業について ・女性の社会参画について ・男女共同参画に関する法令・用語等の認知度 ・あらゆる暴力（DV 等）について ・性の多様性について ・男女共同参画社会の実現について ・市の男女共同参画についてのご意見・ご要望

(2) 住民意識調査の結果

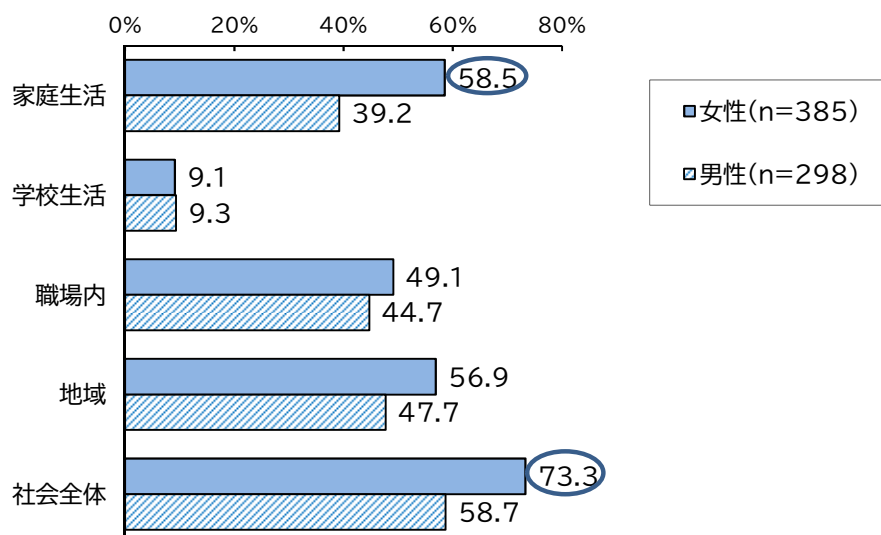
① 男女平等に関する意識や家庭生活について

- 各分野での男女の地位の平等について、前回調査（平成 25 年度）と比較すると、社会全体や地域で『男性が優遇』の割合に変化がみられません。
- 性別でみると、学校生活を除くすべての分野で、男性に比べ女性で『男性が優遇』の割合が高く、特に家庭生活と社会全体で差が大きくなっています。

各分野の男女の地位の平等（経年比較）

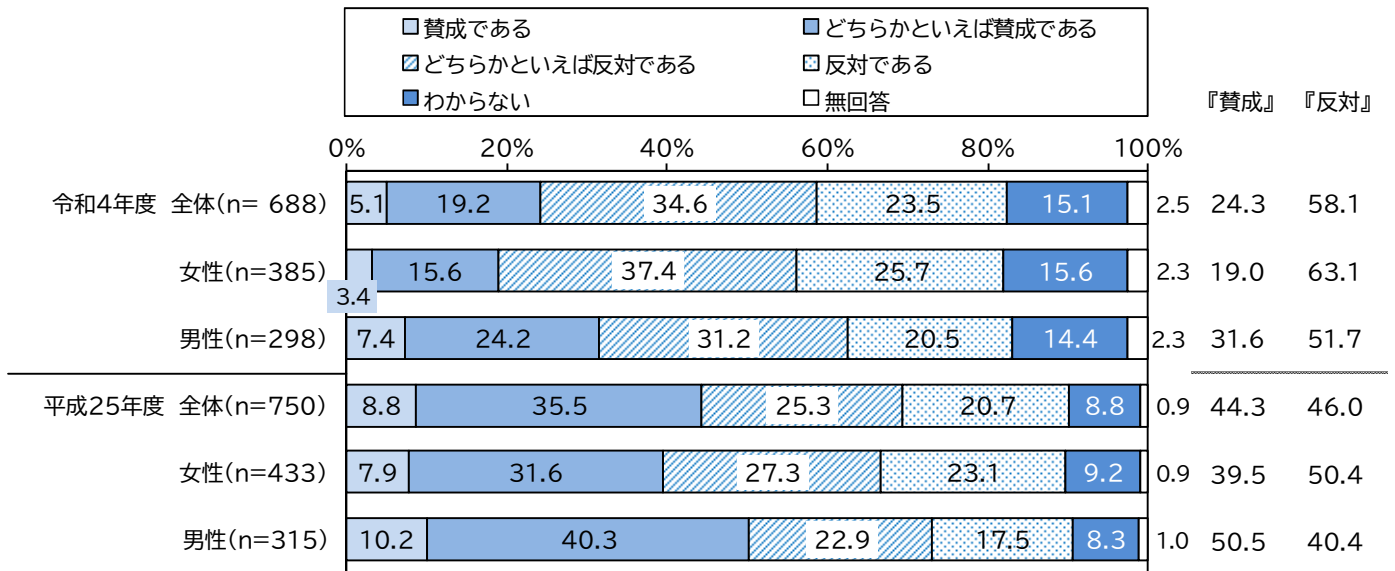


各分野の男女の地位の平等『男性が優遇※』の割合

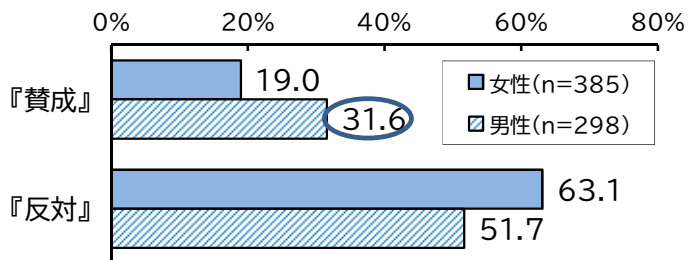


- 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、前回調査と比較すると、『反対』の割合が大きく増加しています。
- 性別でみると、男女ともに『反対』が『賛成』を上回りますが、男性で『賛成』の割合が約3割と高くなっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方（経年比較）



「男は仕事、女は家庭」という考え方（性別）



※『賛成』＝「賛成である」＋「どちらかといえば賛成である」

『反対』＝「反対である」＋「どちらかといえば反対である」

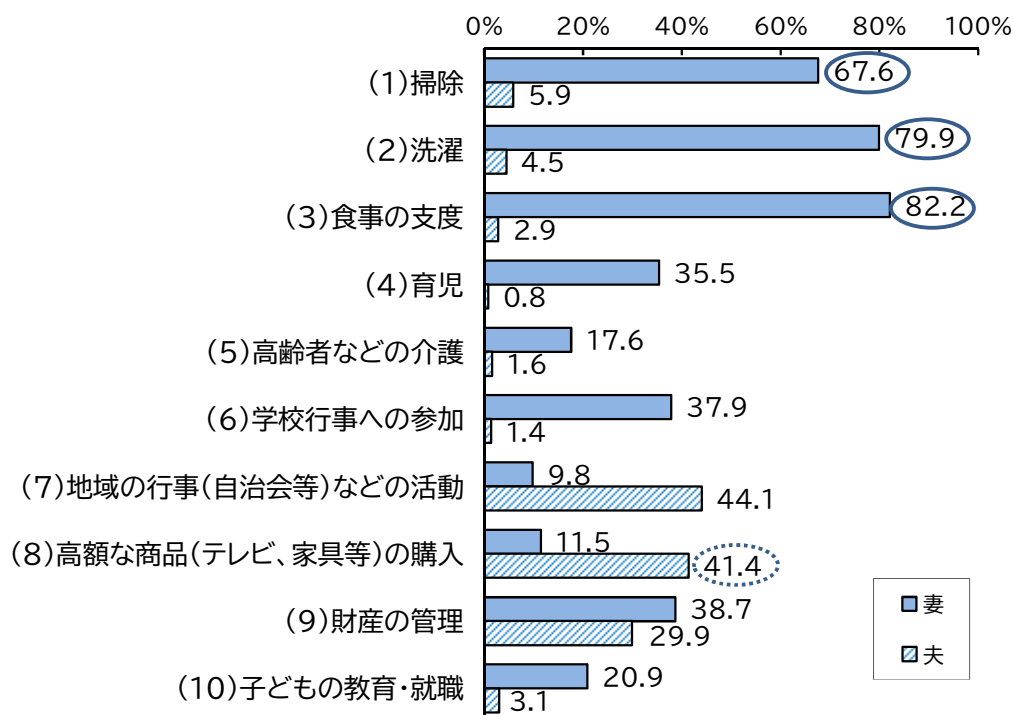
※「男は仕事、女は家庭」という考え方 ＝固定的な性別役割分担意識

男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことで、職場においては「男性は主要な業務、女性は補助的業務」といった固定的な考え方により、男性、女性の役割を決めている例。

女性の社会進出や夫婦共働きが多い近年では、「男性は仕事、女性は家庭も仕事も」のように、女性の負担が一層増加していることが問題となっています。

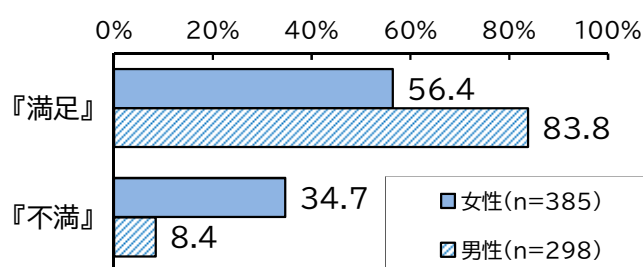
- 家庭での役割分担の割合について、掃除・洗濯・食事の支度などの家事は「妻」が行っているとの回答が6～8割となっています。一方で、地域の行事などの活動・高額な商品の購入については「妻」よりも「夫」の割合が高くなっています。

家庭での役割分担の割合 ※結婚している方（事実婚含む）のみ回答



- 家庭内での役割分担に対し不満を感じる割合は、女性が男性を大きく上回ります。

家庭内での役割分担の満足度



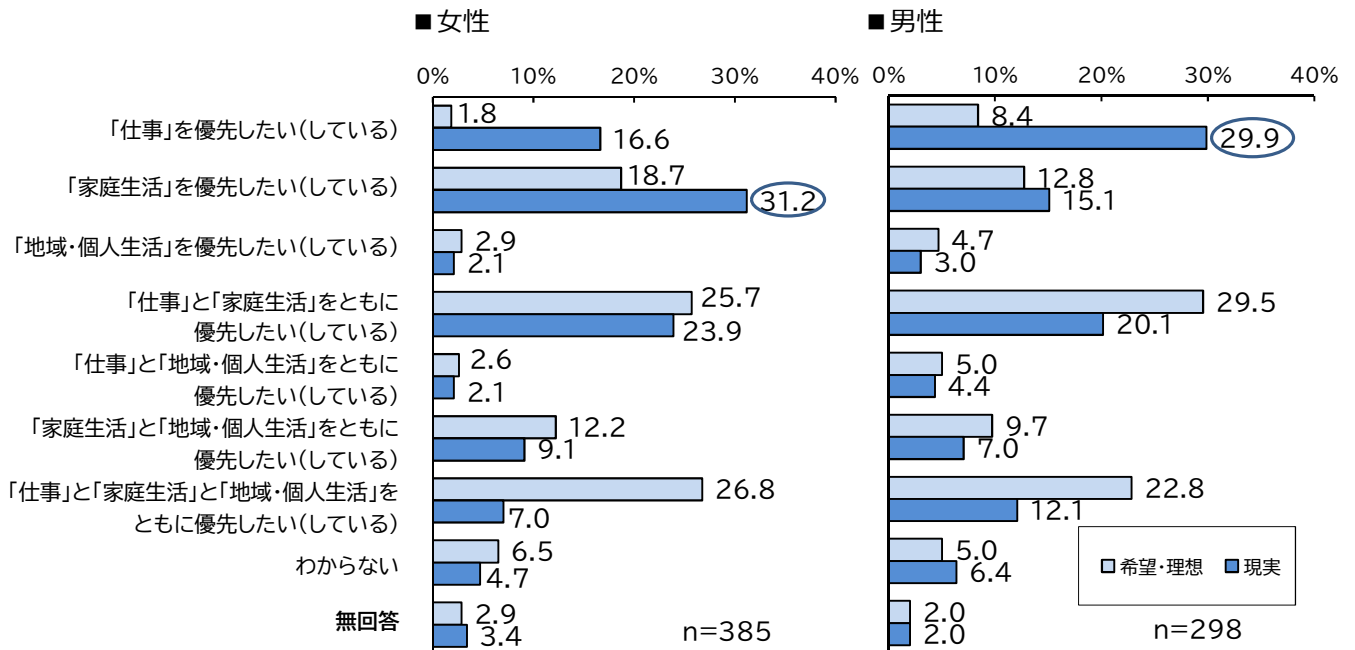
※『満足』＝「満足している」＋「どちらかといえば満足している」

『不満』＝「不満である」＋「どちらかといえば不満である」

② ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

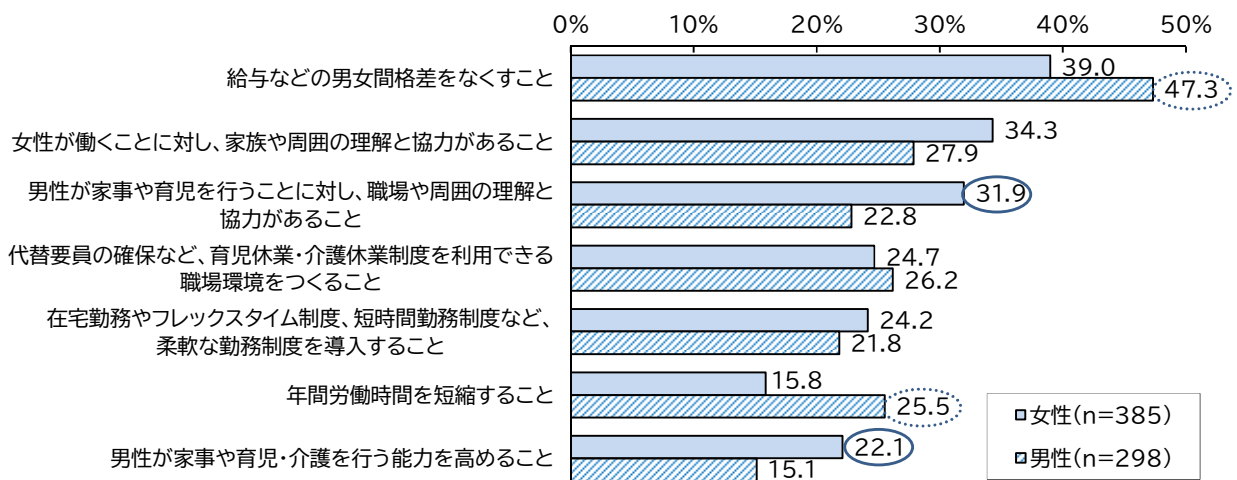
- 希望・理想について、女性は『仕事』と『家庭生活』と『地域・個人生活』をともに優先したい」、男性は、『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」が最も高くなっていますが、現実では、女性で家庭生活を優先、男性で仕事を優先する人が多くなっています。

ワーク・ライフ・バランスの理想と現実



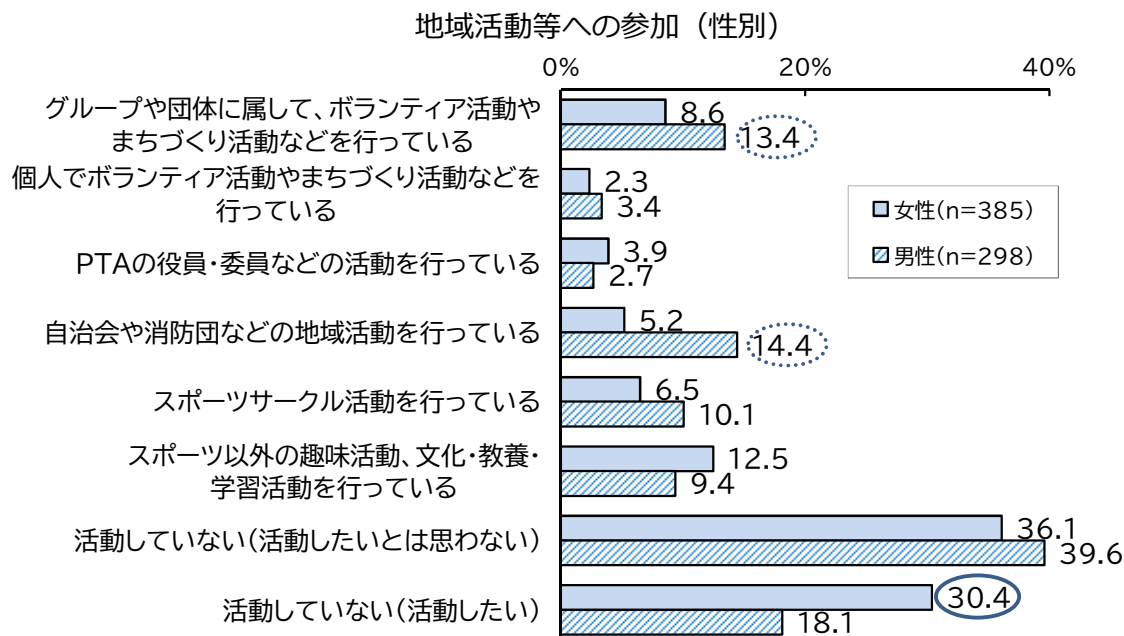
- 男性に比べ女性で、「男性が家事や育児を行うことに対し、職場や周囲の理解と協力があること」「男性が家事や育児・介護を行う能力を高めること」、女性に比べ男性で、「給与などの男女格差をなくすこと」「年間労働時間を短縮すること」の割合が高くなっています。

男女がともに仕事と家庭の両立をしていくために必要な条件（上位7項目）



③ 地域活動について

- 男女ともに、「活動していない（活動したいとは思わない）」が最も多いものの、男性は、「自治会や消防団」や「ボランティア活動やまちづくり活動」に参加している割合が女性に比べて高く、女性は、「活動していない（活動したい）」割合が高くなっています。



<居住地域別>

- 居住地域別では、明見地域で「活動していない（活動したい）」割合が高くなっています。そのほかの地域では、「活動していない（活動したいとは思わない）」割合が最も多くあげられています。
- 活動したいのに活動していない理由は、「仕事が多忙だから」「どんな活動があるかわからないから」が多くあげられています。

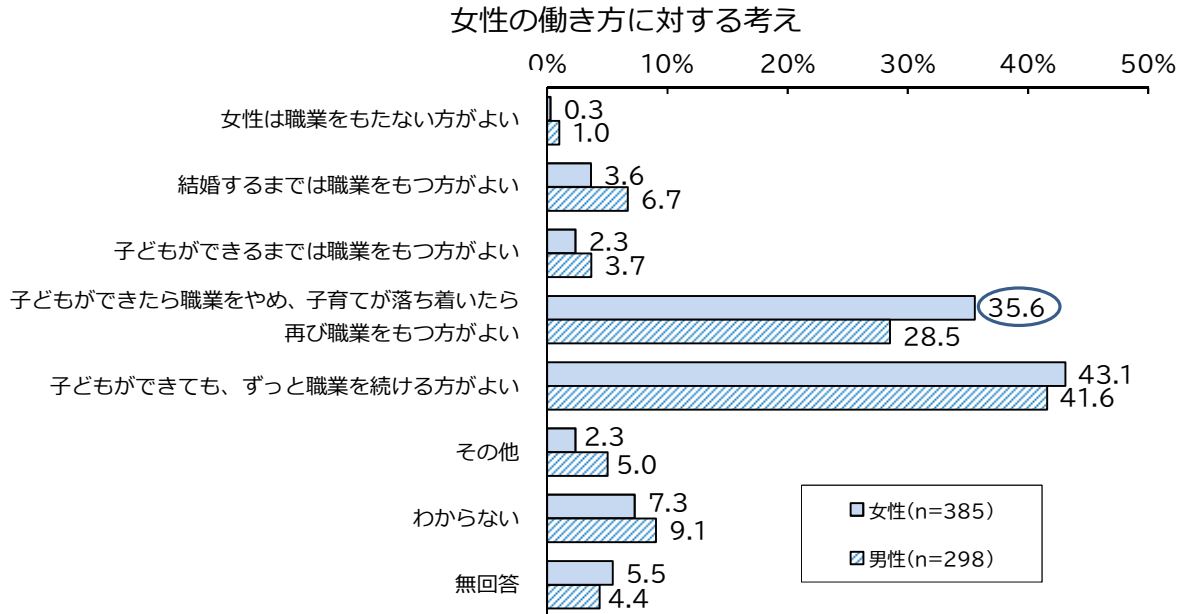
地域活動等への参加（地域別）

		●家庭の外(仕事以外に)何か活動をしているか									
		合計	グループや団体に属して、ボランティア活動やまちづくり活動などを行っている	個人でボランティア活動やまちづくり活動などを行っている	PTAの役員・委員などの活動を行っている	自治会や消防団などの地域活動を行っている	スポーツサークル活動を行っている	スポーツ以外の趣味活動、文化・教養・学習活動を行っている	活動していない(活動したいとは思わない)	活動していない(活動したい)	無回答
全体	688		10.8	2.8	3.5	9.2	8.1	11.2	37.6	24.9	2.8
居住地											
暮地地域	48		12.5	4.2	2.1	12.5	2.1	16.7	41.7	16.7	6.3
明見地域	107		15.0	1.9	4.7	11.2	3.7	7.5	31.8	32.7	1.9
下吉田地域	262		8.8	3.4	3.4	9.9	11.5	12.6	37.8	21.0	2.7
上吉田地域	270		10.7	2.2	3.3	7.0	7.8	10.4	39.3	27.0	2.2

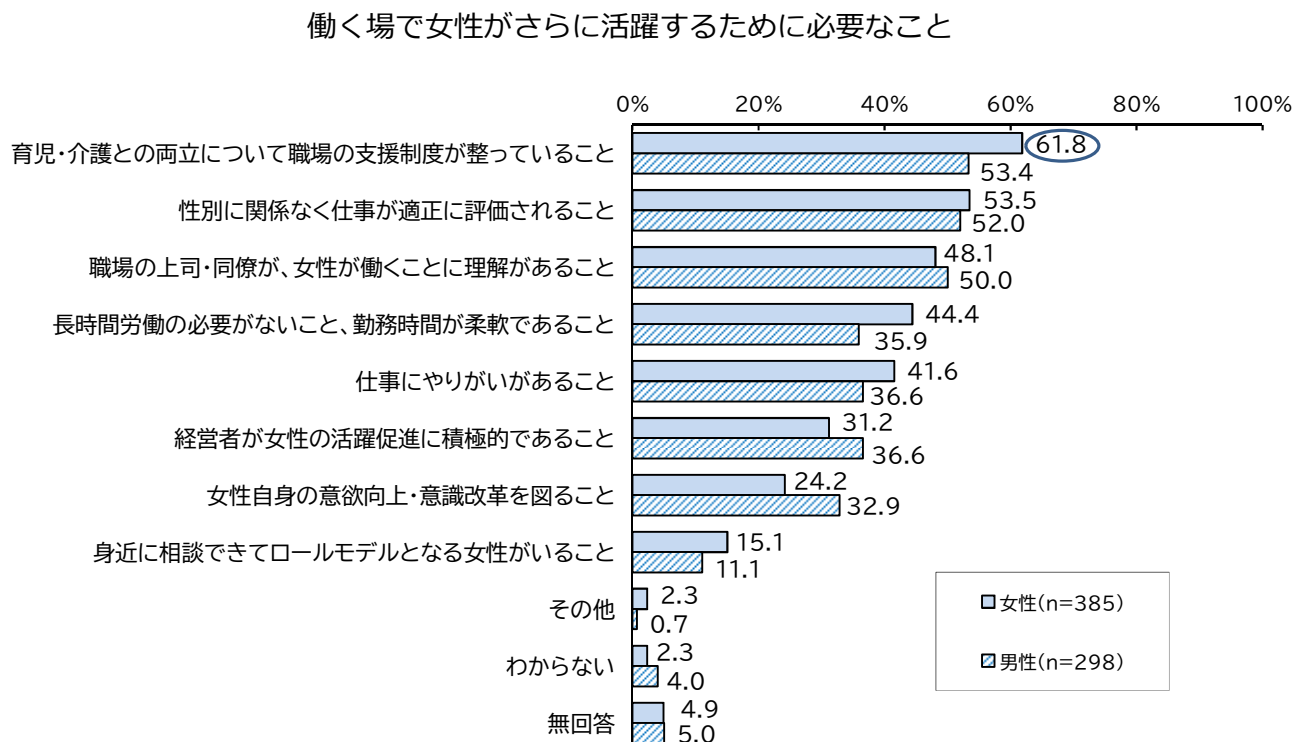
		合計	●活動したいのに活動していない理由										
			仕事が多忙だから	家事、育児、介護で忙しいから	健康や体力に自信がないから	どんな活動があるのかわからないから	グループなどへの加入方法がわからないから	家族の理解が得られないから	高齢だから	車の運転ができないから	経済的余裕がないから	その他	無回答
全体		172	36.6	22.7	16.9	29.7	15.1	3.5	27.9	5.8	24.4	5.2	1.2
居住地	暮地地域	8	50.0	0.0	12.5	37.5	25.0	0.0	12.5	0.0	12.5	12.5	12.5
	明見地域	36	36.1	27.8	16.7	27.8	11.1	2.8	22.2	5.6	19.4	5.6	0.0
	下吉田地域	55	41.8	25.5	16.4	27.3	12.7	5.5	30.9	7.3	16.4	7.3	0.0
	上吉田地域	73	31.5	20.5	17.8	31.5	17.8	2.7	30.1	5.5	34.2	2.7	1.4

④ 働き方・就業について

- 女性の働き方に対する考えについて、男女ともに「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が最も高くなっています。女性では、「子どもができたなら職業をやめ、子育てが落ち着いたなら再び職業をもつ方がよい」との回答も男性に比べ高くなっています。



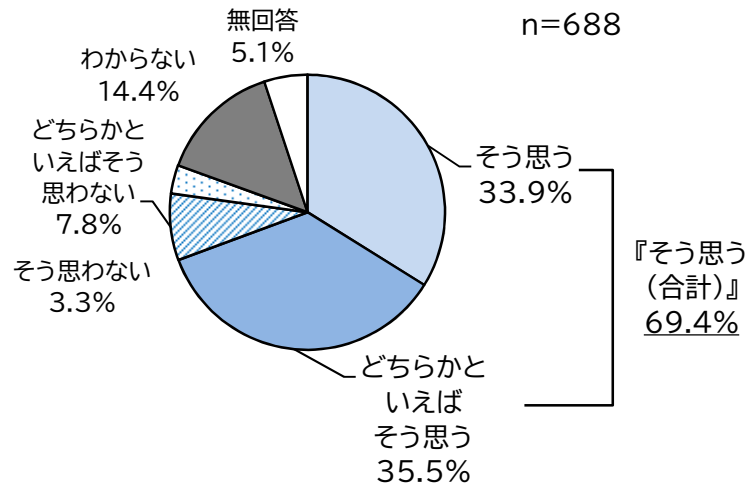
- 働く場で女性がさらに活躍するために必要なことについて、男女ともに「育児・介護との両立について職場の支援制度が整っていること」を最も多くあげていますが、その割合は特に女性で高くなっています。



⑤ 女性の社会参画について

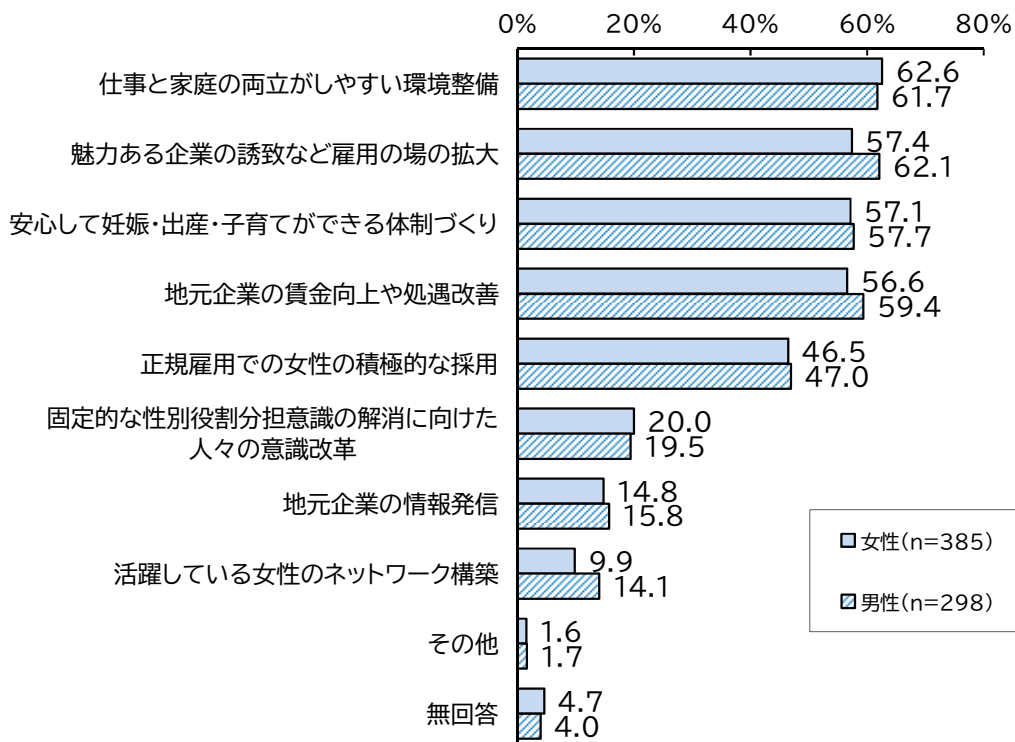
- 政策・方針決定過程への女性の参画については、全体の7割が『そう思う（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」の合計）』と回答しています。

政策・方針決定過程への女性の参画について



- 市内に女性が定着し、活躍するために必要なことについては、女性は「仕事と家庭の両立がしやすい環境整備」、男性は「魅力ある企業の誘致など雇用の場の拡大」を最も多くあげていますが、上位4項目はいずれも高い割合となっています。

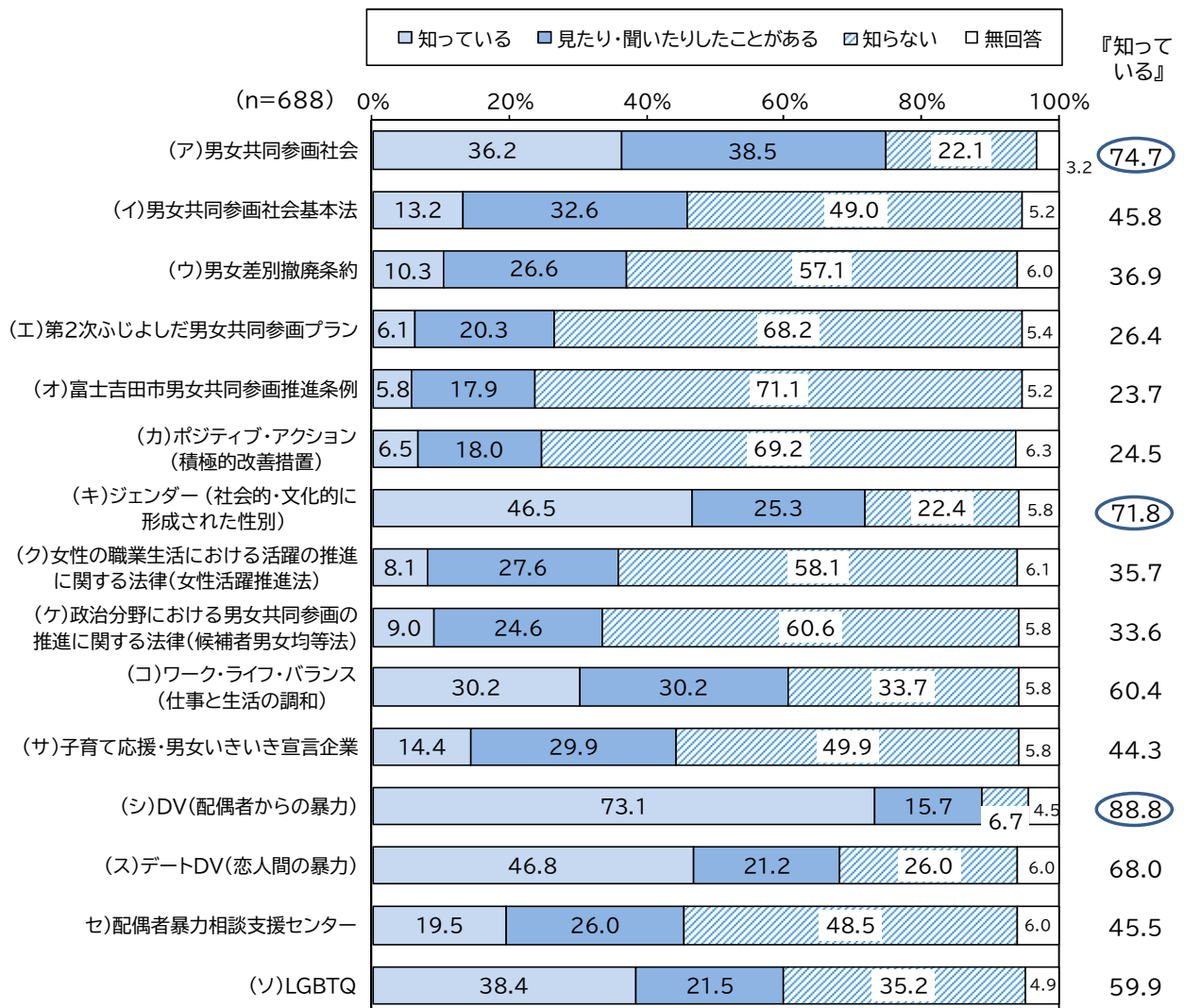
市内に女性が定着し、活躍するために必要なこと



⑥ 男女共同参画に関する法令・用語等の認知度について

- 男女共同参画に関する法令・用語等の認知度について、『知っている（「知っている」＋「見たり・聞いたりしたことがある」）』割合は、【(シ) DV】の88.8%が最も高く、次いで【(ア) 男女共同参画社会】の74.7%、【(キ) ジェンダー】が71.8%となっています。反対に、「知らない」割合は、【(工) 第2次ふじよしだ男女共同参画プラン】や【(オ) 富士吉田市男女共同参画推進条例】で7割程度と高くなっています。

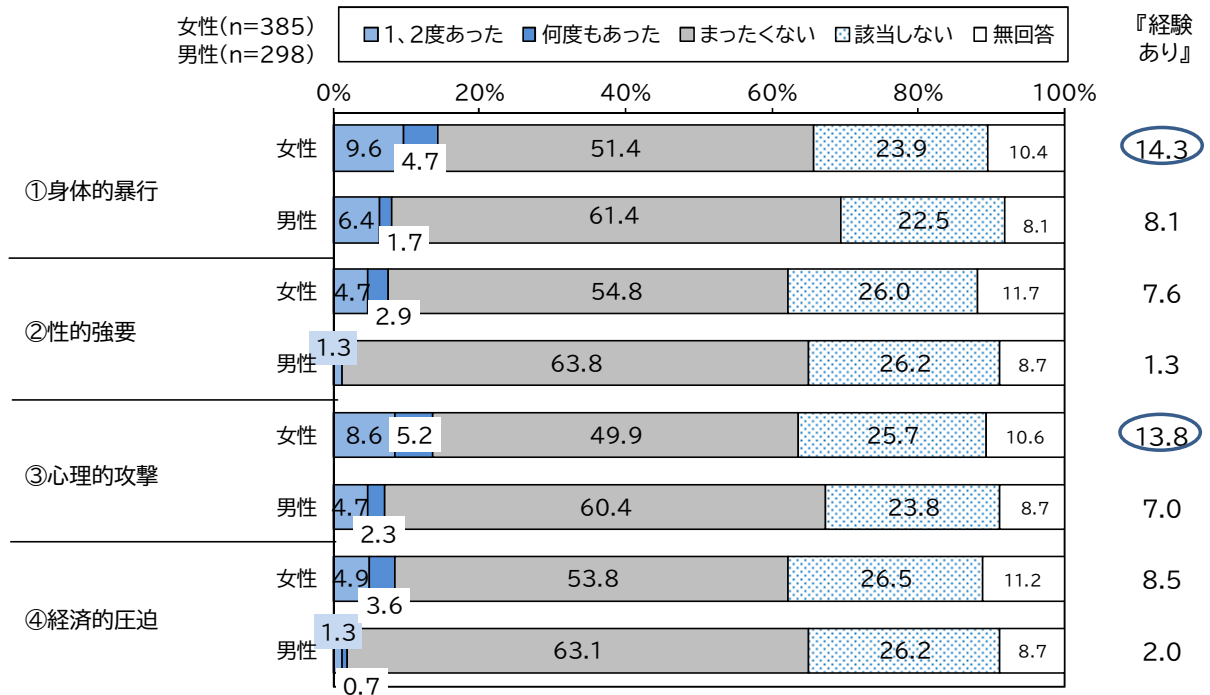
男女共同参画に関する法令・用語等の認知度



⑦ あらゆる暴力について

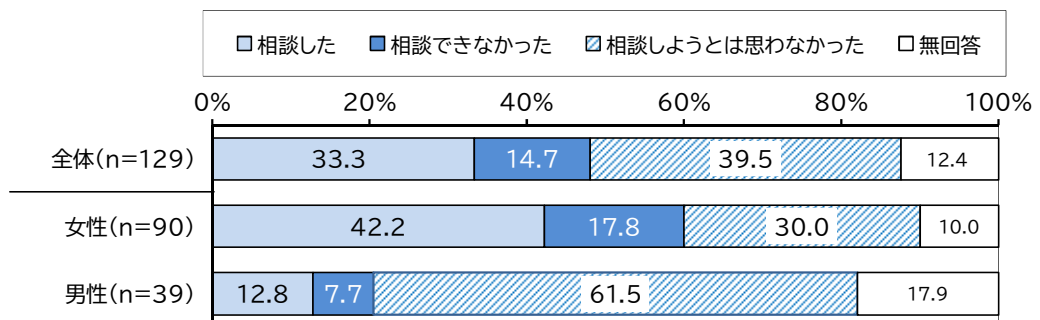
- DVと考えられる行為を『経験あり（「1、2度あった」と「何度もあった」の合計）』の割合は、いずれの暴力でも、女性が男性を上回っています。

DVを受けた経験の有無



- DV被害の相談状況については、「相談した」割合は女性が約4割、男性で1割程度となっており、男性で「相談しようとは思わなかった」との回答が多くなっています。

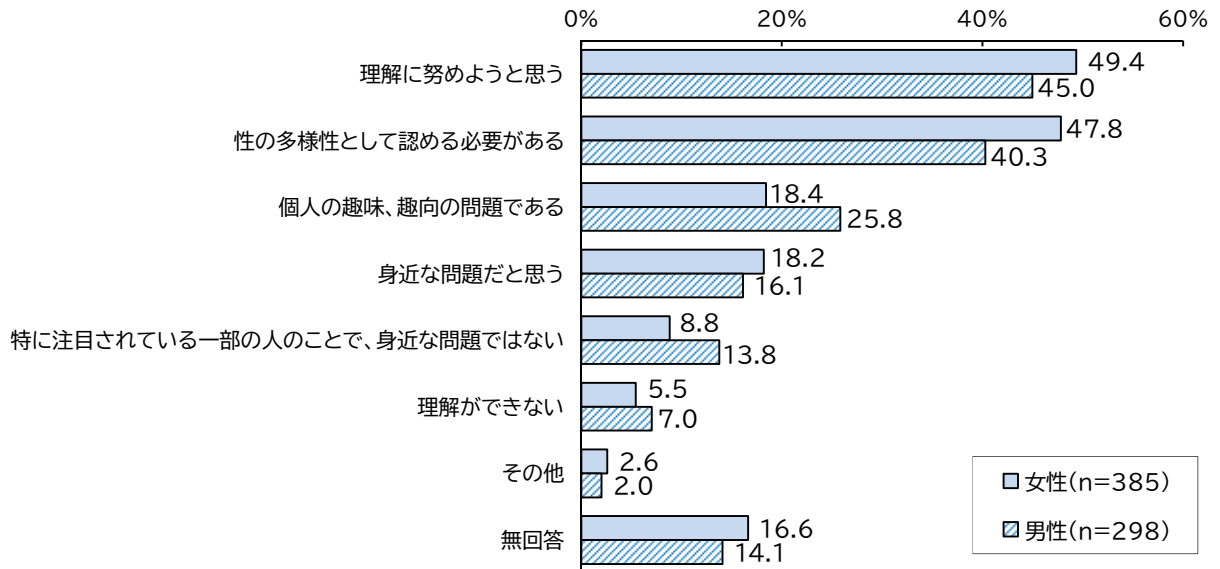
DVの相談状況



⑧ 性の多様性について

- L G B T Q（性的少数者）についての考えやイメージについては、男女ともに「理解に努めようと思う」「性の多様性として認める必要がある」が多くあげられており、男性に比べ女性でその割合が高くなっています。

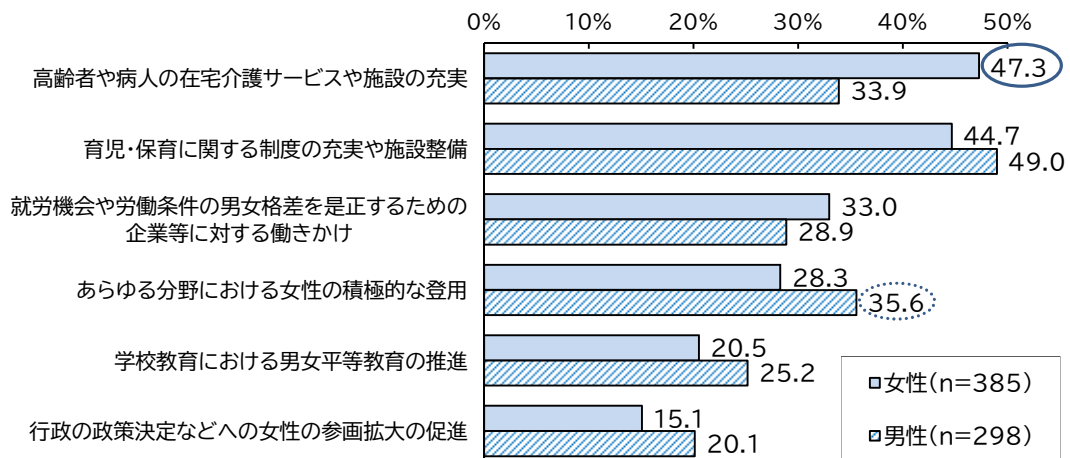
LGBTQ（性的少数者）についての考えやイメージ



⑨ 男女共同参画社会の実現について

- 男女共同参画社会の実現に向けた市の重点施策については、「高齢者や病人の在宅介護サービスや施設の充実」「育児・保育に関する制度の充実や施設整備」などが上位にあげられています。性別では、女性で「高齢者や病人の在宅介護サービスや施設の充実」、男性で「あらゆる分野における女性の積極的な登用」の割合が高くなっています。

男女共同参画社会の実現に向けた市の重点施策（上位6項目）



3 男女共同参画に関する国内外の動向

(1) 国際的な動向

国際連合が昭和 50(1975)年を「国際婦人年」、それに続く 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、昭和 54(1979)年に「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しました。

近年の動向

■ 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択

平成 27(2015)年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられました。そのひとつのゴール 5 には「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が示されています。

■ 第 64 回国連女性の地位委員会 (「北京+25」記念会合)

令和 2(2020)年が「北京宣言及び行動綱領」の採択から 25 年にあたることを記念し、「北京+25」(第 64 回国連女性の地位委員会)がニューヨークの国連本部で開催されました。そこでは、「北京宣言及び行動綱領」の実施の進捗の速さや深さが不十分であること、依然として大きな格差があり、構造的な障壁、差別的な慣習等が残っていることへの懸念が表明されています。

(2) 日本の動向

わが国では、昭和 50(1975)年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成 11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年には、「男女共同参画社会基本法」の基本理念を実行に移すための法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定され、現在までに第5次の計画を策定しています。

また、「男女共同参画社会基本法」の施行に前後して「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)などの改正が行われました。

以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)など、社会情勢の変化やニーズの多様化に合わせた法整備や法改正を重ねています。

しかし一方で、世界経済フォーラムが令和4(2022)年に公表した「ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index)」の日本の順位は146か国中116位(前回2021年は156か国中120位)と前回と比べ横ばいとなっており、先進国の中でもアジア諸国においても低い水準となっています。

近年の動向

■「第5次男女共同参画基本計画」の策定

新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響、人口減少やデジタル化への対応、女性への暴力根絶、女性の視点からの防災、ジェンダー平等など世界的な潮流などの社会情勢の変化や課題に対応するため、令和2(2020)年に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

■「育児・介護休業法」の改正

令和3(2021)年6月の改正により、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み(産後パパ育休)の創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等が盛り込まれ、令和4(2022)年4月より段階的に施行されています。

(3) 山梨県の動向

山梨県においては、平成 11(1999)年 6 月制定の「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成 14(2002)年 3 月に「山梨県男女共同参画推進条例」を制定し、男女の人権の尊重、男女平等の視点及び女性の能力開発の促進を基本的柱とした「山梨県男女共同参画計画」を策定しました。以降、時代に応じた見直しを行いながら、令和 4(2022)年 3 月に新たに「第 5 次山梨県男女共同参画計画」が策定されました。

近年の動向

■ 県知事による「取り組み断行宣言」の表明

令和 3(2021)年 7 月県は、性別による社会格差を徹底解消する「男女共同参画先進県」実現に向けて、すべての県民とともに施策を推進するため「取り組み断行宣言」を表明しました。この中で当面の重点施策として「若年層への意識啓発の強化」「幅広い分野での女性リーダーの育成」「困難を抱える女性への相談機能の充実強化」の 3 本の柱を掲げています。

■ 「第 5 次山梨県男女共同参画計画」策定

令和 4(2022)年 3 月、ジェンダーギャップ（男女の違いで生じる格差）を解消し、一人ひとりが活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、多様な主体と連携し、官民一体で作り上げる手法を用いながら、今後 5 年間の指針となる「第 5 次山梨県男女共同参画計画」が策定されました。

(4) 富士吉田市の動向

本市では、平成 15(2003)年に計画した「ふじよしだ男女共同参画プラン」の期間満了に伴い、平成 25(2013)年に「第 2 次ふじよしだ男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の「意識づくり」「社会づくり」「環境づくり」「計画的推進」を基本目標に定め、さまざまな分野における男女共同参画に関する施策を推進してきました。

具体的には、広報紙を通じた情報提供や啓発、団体間の交流を目的としたフォーラムの開催、市民のニーズやライフステージに対応した各種出前講座などを実施することで男女共同参画の意識づくりに取り組んでいます。

また、男女共同参画の推進のため、「富士吉田市男女共同参画推進会議」を設置し、委員との協力により、市民・企業・各種団体に対する意識啓発を行うとともに、庁内推進体制の整備や関係機関・団体との連携を進めてきました。

4 第2次プランの総括と課題

第2次プランでは、4つの基本目標を柱にそれぞれ重点目標を掲げ、目標の達成に向け男女共同参画に関するさまざまな取組を推進してきました。以下では、第2次プランにおける主な取組内容と今後の方向性や課題を取りまとめました。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

【これまでの主な取組内容】

- 市の広報紙や「ふじよしだフォーラム」の開催により、男女共同参画に関する啓発や情報発信を行いました。
- 推進会議を通じて、子育て世帯にアンケート調査を行いました。
- 小中学校においては、男女がともに協力し尊重し合う教育が推進されています。
- 全国女性会議に市職員と推進委員がともに参加し、全国の自治体や団体等との交流を行うとともに、男女共同参画の先進事例について学びの機会を得ました。
- 自治会役員の改選にあたり、女性役員の積極的な参画を呼びかけています。
- 福祉課を中心に婦人相談や人権相談において、DVに関する相談に対応し、女性相談支援員が当事者に寄り添った対応を行っています。また、相談内容を踏まえ、庁内各課や関係機関と連携し、問題解決に向けたケア・アドバイスを行っています。

今後の取組の方向性や課題

- 市の広報紙やホームページを活用した、市民全体に向けた男女共同参画の啓発や情報発信。特に高齢男性を中心とした世代への啓発手法の検討。
- 児童生徒への男女共同参画への正しい知識の普及。
- 自治会役員への女性参画の一層の促進。
- 暴力・DVの根絶に向けたあらゆる世代への意識啓発の強化
- DV被害者が相談しやすい体制づくりや職員の資質向上に向けた取組、庁内各課及び関係機関との連携強化と自立に向けた支援。

基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会づくり

【これまでの主な取組内容】

- 市の全職員を対象に、SDGs研修においてジェンダー平等の内容を含めた講義を実施しています。
- 市の女性管理職割合の増加に向けて、昇任試験受験を奨励しています。
- 防災会議における委員の女性割合の増加を図ることで、防災施策に対し、女性の意見が反映されやすくなりました。
- 男女共同参画に関する国際的な動向について情報収集を行い、市民への周知を行いました。また、多様な文化への理解促進、多文化共生社会に向けた交流機会の創出や人材育成を行っています。

今後の取組の方向性や課題

- 庁内における、性別にとらわれない職員配置の推進。
- 防災会議における女性割合の維持・向上による防災・減災における男女共同参画の推進や避難所運営への女性の参画。
- SDGsをはじめとする男女共同参画に関する国内外の情報収集と発信、多文化共生とダイバーシティへの取組の促進。

基本目標Ⅲ 男女共同参画の環境づくり

【これまでの主な取組内容】

- 県やハローワークと連携し、労働の動向や制度に関する情報提供や関係機関の紹介を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症や予防接種、生活習慣病、フレイルなど市民の健康をおびやかす問題に対し、正確な情報収集を行い、正しい知識の普及啓発を行いました。
- 各担当課でさまざまな相談窓口を設置し、市民一人ひとりに合った適切な案内や情報提供を行っています。
- 高齢者の活動の拠点である「いきいきサロン」「コミュニティカフェ」等を開催することにより、高齢者が生きがいをもって暮らすための支援を行っています。
- 生活に困難を抱える人の多様で複合的な課題に対し、相談支援員が中心となり関係機関と連携した支援を行っています。

今後の取組の方向性や課題

- 市内の事業所や事業主に向けた、ワーク・ライフ・バランスや労働に関する制度や新たな働き方、女性活躍の推進に向けた情報提供・啓発の強化。
- 県の推進する「女性の起業応援事業」を活用した女性の起業・創業に向けた支援。
- 男女それぞれの生涯にわたる健康づくりに向けた情報発信・意識啓発の推進。
- 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康／権利）の普及と安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制の強化。
- 高齢者が地域で生きがいをもって安心して暮らし続けられるように、活動の場づくりや介護者に向けた支援。
- 男女がともに家事・子育て・介護を担う意識づくりの推進。
- 障害のある人やその家族、生活に困難を抱える人に対する相談体制や継続的な支援。

基本目標Ⅳ 男女共同参画プランの計画的推進

【これまでの主な取組内容】

- 男女共同参画推進会議の活動について市長に活動を報告するとともに、市ホームページに活動の報告書を掲載しています。
- N P O法人等各種団体との連携を図っています。

今後の取組の方向性や課題

- 男女共同参画推進会議の活動の市民に向けた周知。
- 国・県との連携や市内の団体や事業者等、多様な主体への情報提供や連携の強化。
- 計画への成果指標（数値目標）の設定やP D C Aサイクルに基づく進行管理。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本プランは、「富士吉田市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、市・市民・事業者・団体等の協働により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

人権の尊重

個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他のあらゆる人の権利が尊重されること。

※市条例では「男女の」という表現を用いていますが、本プランにおいては、男性・女性以外の多様な性のあり方、あるいは性的指向や性自認に関わらず、すべての人の人権が尊重されることを目指し、「男女」という表現は必要な場合を除き、極力使用しないよう心がけます。

社会における制度または慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、すべての人の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

政策等の立案及び決定への共同参画

市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

家庭生活における活動と社会生活における活動への参画

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。

国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的な協調の下に行われること。

(2) 基本目標

本プランでは、男女共同参画社会の実現を目指し、市の現状や課題を踏まえ、次の基本目標に基づいて施策を展開します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

「富士吉田市男女共同参画推進条例」の第3条（基本理念）第1項の規定に基づき、性別等により差別されることなく、人権が尊重される社会を目指します。

そのために、個人がともにお互いを認め合い、尊重し合う意識を持つとともに、性別による無意識の偏見・思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、多様な世代や立場の人に対し、男女共同参画についての理解や認識が深まるよう、意識づくりを推進します。

また、学校教育等や地域において、幼少期より人権の尊重を基本に男女平等や男女共同参画に関する意識啓発や学習機会の提供に努めます。

基本目標Ⅱ すべての人が活躍できる環境づくり

少子高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する中で、今後も活力ある持続可能なまちづくりを進めるために、女性の活躍が一層求められています。女性があらゆる分野で活躍するためには、政策や方針決定の場への女性の参画、ワーク・ライフ・バランスの実現が欠かせません。

行政をはじめとする政策・方針決定過程の場への女性の参画を促進するとともに、その上で必要な女性人材の育成、女性が活躍できる環境づくりを推進します。

働く場においては、男女ともに働きやすい環境整備に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう、働き方の見直しや多様な働き方について市内事業所に向けた情報提供・啓発に努めます。

また、地域の持続可能性を高めるため、若い世代や移住・定住者への支援を推進します。

基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせるまちづくり

市民一人ひとりが「すべての人が、かけがえのない大切な存在である」という認識を持つことが、「男女共同参画社会」実現への一歩でもあります。

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向けては、心理的攻撃や経済的圧迫を含め、どのようなことが暴力にあたるかについて正しい知識の普及に努めるとともに、実際に被害を受けた人が安心して相談でき、適切な支援につながるができるよう、相談体制の充実や安全の確保に取り組みます。

また、多様性を尊重するとともに、生活に困窮する人、外国人住民、高齢や障害などにより生活上の困難を抱える人を支援し、すべての人が生涯にわたり健康で、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の強化

本プランの実効性を高めるため、PDCAサイクルに基づく進行管理を行うとともに、市の個別計画との整合を図りながら一体的な推進を目指します。

また、市、市民、事業者及び地域・民間団体等の各主体が男女共同参画社会の実現に向けて共通の認識を持ち、さまざまな立場から取組を展開することができるよう、連携・協力の強化に努めます。

2 計画の体系

基本理念	基本目標	重点目標	主な取組
(1)(2)(3)(4)(5) (人)(社)(政)(家)(国) (権)(会)(策)(庭)(際) (の)(に)(等)(生)(的) (尊)(敬)(に)(お)(け)(る) (活)(動)(に)(お)(け)(る) (案)(及)(び)(活)(動) (制)(度)(ま)(た)(は) (決)(定)(と)(社)(会) (実)(行)(共)(生)(活) (に)(つ)(き)(合)(い) (て)(の)(配)(慮)	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の 実現に向けた意識づくり	Ⅰ-1 男女共同参画の 意識啓発の推進	・広報紙やホームページ等を活用した意識啓発 ・講演会等による男女共同参画の啓発 ・男女共同参画に関する国際社会の取組・活動等の情報収集
	基本目標Ⅱ すべての人が活躍できる 環境づくり	Ⅱ-2 男女共同参画の 視点に立った学びの推進	・男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進 ・保護者への啓発の充実 ・教職員研修の充実
		富士吉田市女性活躍推進計画	
		Ⅱ-1 政策・方針決定の場への 女性の参画促進	・市の審議会等委員への女性の登用促進 ・自治会役員における女性の参画促進
	基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる まちづくり	Ⅱ-2 仕事と生活を両立できる 環境の整備	・保育・子育て支援サービスの提供 ・介護サービスの提供と家族介護者の支援 ・男性の子育て・介護への参加の促進 ・市民や企業に向けた各種情報提供や周知 ・就職セミナーの開催 ・女性のチャレンジ支援
		Ⅱ-3 地域への若者の 移住・定住の推進	・若者の移住・定住の促進 ・多様な働き方の推進による関係人口の創出
		富士吉田市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画	
	基本目標Ⅳ 男女共同参画の 推進体制の強化	Ⅲ-1 女性に対する あらゆる暴力の根絶	・暴力防止に向けた意識啓発と広報の充実 ・パープルリボン運動の推進 ・女性相談・人権相談の実施と相談しやすい体制の充実 ・各課との連携による相談の実施 ・各種相談窓口の周知 ・DV被害者の緊急時の安全確保と支援の実施 ・DV被害者等の各種手続きへの支援
		Ⅲ-2 多様性を尊重し 誰もが安心して暮らせる 環境の整備	・ひとり親家庭等支援が必要な家庭への支援 ・経済的な困難を抱える子どもへの就学の支援 ・生活困窮者の自立に向けた支援 ・高齢者の居場所づくりや生きがい活動への支援 ・障害への理解促進と障害者の地域生活の支援 ・外国人住民への支援 ・性の多様性に関する理解促進
		Ⅲ-3 生涯にわたる 健康づくりへの支援	・生涯を通じた健康づくりの支援 ・子宮頸がん予防ワクチンに関する情報提供と積極的な接種勧奨 ・妊娠から出産・子育ての切れ目のない支援
		Ⅲ-4 防災・防犯分野への 男女共同参画	・防災会議における委員の女性割合の維持・向上 ・防災に関する女性リーダーの育成 ・防犯意識の向上
	基本目標Ⅳ 男女共同参画の 推進体制の強化	Ⅳ-1 プランの計画的推進	・PDCAサイクルに基づく計画の進行管理 ・男女共同参画推進会議の開催
		Ⅳ-2 庁内における 男女共同参画の推進	・男性職員の育児休業・介護休業の取得促進 ・市職員のワーク・ライフ・バランスの推進 ・特定事業主行動計画との一体的な推進 ・女性活躍に向けた職員研修の実施 ・性別にとらわれない職員配置の推進 ・市における各種ハラスメントの防止に向けた研修の実施
		Ⅳ-3 関係機関等との連携・協力	・市民団体との協働 ・男女共同参画推進会議活動の認知度の向上 ・国や県との連携

3 重点目標とSDGsとの対応

すべての基本目標に関連 5 ジェンダー平等を実現しよう 	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり 重点目標 I-1 男女共同参画の意識啓発の推進    重点目標 I-2 男女共同参画の視点に立った学びの推進  
	基本目標Ⅱ すべての人が活躍できる環境づくり 重点目標 II-1 政策・方針決定の場への女性の参画促進   重点目標 II-2 仕事と生活を両立できる環境の整備    重点目標 II-3 地域への若者の移住・定住の推進   
	基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせるまちづくり 重点目標 III-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶    重点目標 III-2 多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる環境の整備    重点目標 III-3 生涯にわたる健康づくりへの支援  重点目標 III-4 防災・防犯分野への男女共同参画  
	基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の強化 重点目標 IV-1 プランの計画的推進  重点目標 IV-2 庁内における男女共同参画の推進    重点目標 IV-3 関係機関等との連携・協力 

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり



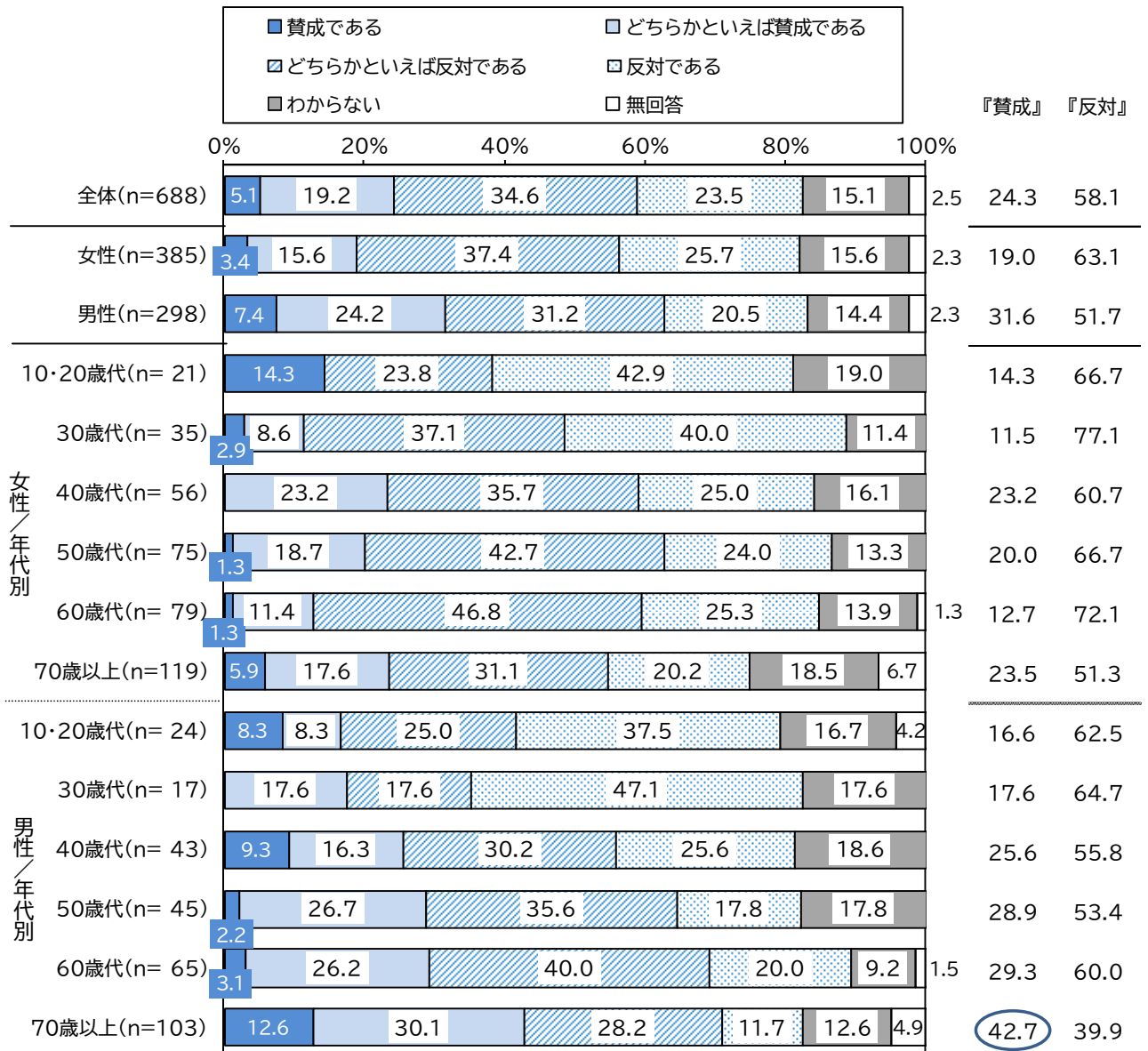
【現 状】

- ◇ 性別にかかわらず、誰もが個人として尊重され、家庭、仕事、地域生活などあらゆる分野で活躍できる「男女共同参画社会」を実現するためには、固定的な性別役割分担意識の解消をはじめ、市民一人ひとりが、男女共同参画に対する理解・意識を持つことが重要です。
- ◇ 住民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識に対し、『賛成』の割合が、前回調査（平成 25 年度）と比較して2割減少するなど、固定的な役割分担意識の是正が進みつつあります。一方で、性別でみると女性に比べ男性で『賛成』の割合が高いなど、一部の性・年代では依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。
- ◇ また、各分野の男女の地位の平等については、多くの分野において男性に比べ女性で『男性が優遇』と感じる人が多く、特に家庭、社会全体、地域の場においてその差が大きくなっています。このような固定的な性別役割分担意識や性別による不平等感とは、長い時間をかけて形成されてきたものであり、男女の生き方を固定し、男女双方の生きづらさや多様な人生の選択を妨げる要因のひとつとなっています。

【今後の方向性】

- ◆ 市民一人ひとりが男女共同参画の視点や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、男女共同参画意識の醸成を図ることができるよう、さまざまな機会や場面を通じた広報・啓発活動に継続的に取り組みます。
- ◆ 次代を生きる子どもたちが男女平等・男女共同参画の意識を身につけるために、保育・教育、学習の果たす役割が重要となります。家庭や保育・教育の場など、あらゆる場面で男女共同参画の視点に立った学習機会の充実を図ります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方（性／年代別）



〈成果指標〉

指標	現状値 (令和4年度)	目 標 (令和14年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に『反対』する人の割合（「反対である」と「どちらかといえば反対である」の合計）	女性 63.1% 男性 51.7%	女性 70% 男性 60%
「富士吉田市男女共同参画推進条例」認知度の割合（「知っている」と「見たり・聞いたりしたことがある」の合計）	23.7%	50%

重点目標 I - 1 男女共同参画の意識啓発の推進

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や性別による役割分担意識の解消に向け、幅広い世代に向けて、さまざまな機会や媒体を通じた啓発活動や情報提供を行います。

取組名	取組の内容	担当課
広報紙やホームページ等を活用した意識啓発	市広報紙の特設ページ「男女共同参画だより」や市ホームページ、SNS等の情報媒体を活用した積極的な情報発信に努めます。	市民協働推進課
講演会等による男女共同参画の啓発	男女共同参画に関する情報発信、市民の意識啓発を図るために講演会等を開催します。	市民協働推進課 全庁
男女共同参画に関する国際社会の取組・活動等の情報収集	男女共同参画に関する国際社会における取組・活動等の情報を収集し、男女共同参画の政策・活動に反映します。	市民協働推進課

重点目標 I - 2 男女共同参画の視点に立った学びの推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が固定化しないよう、保育・教育に関わる保育・教職員の指導力の向上に努めるとともに、保護者や祖父母等に向けた啓発を行います。

学校教育においては、人権の尊重を基本に、男女平等や男女相互の理解と協力の必要性について正しく理解できるよう、年代や発達段階に応じて適切な指導を推進します。

取組名	取組の内容	担当課
男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	学習指導要領に基づく指導・学習活動により、男女相互の理解と協力の必要性についての正しい理解を促進します。 幼児教育・保育の場においては、性別ではなく個に応じた教育・保育を推進します。	学校教育課 保育・幼稚園室
保護者への啓発の充実	特色ある学校づくり事業や家庭教育学級等の機会を通じ、PTAとの連携により、家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に努めます。	学校教育課
教職員研修の充実	教職員向けの研修において、国の示すプログラムを元に、固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について気づきを促し、男女共同参画への正しい理解の促進と教職員の資質向上を目指します。	教育研修所

基本目標Ⅱ すべての人が活躍できる環境づくり



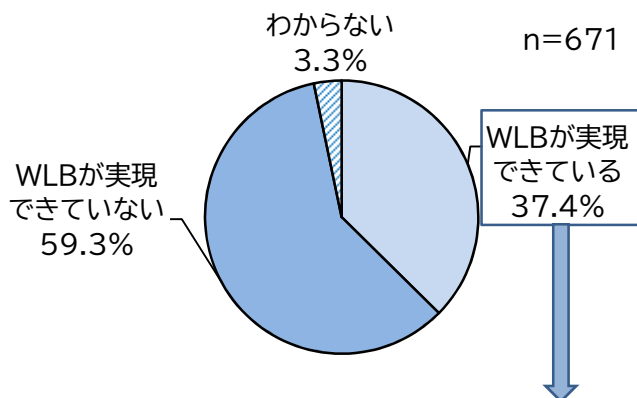
【現 状】

- ◇ 平成 27 年に成立した「女性活躍推進法」は、少子高齢化による労働力不足などを背景に、女性の職業生活における活躍を推進するための法律です。市においても働く意思を持つ女性が、個人の能力を十分に発揮して職業生活において活躍できるまちづくりが求められています。
- ◇ 女性の活躍を推進するためには、従来型の男性中心型雇用慣行をはじめ、働き方や暮らし方の見直しが必要です。誰もが性別にかかわらず仕事・家庭・地域に参画することのできる、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりが必要となっています。
- ◇ 住民意識調査では、家庭内の役割分担について、家事（掃除・洗濯・料理）・育児の負担は女性に偏りがみられ、家庭内の役割分担に不満を感じる女性が多くなっています。また、男女がともに仕事と家庭を両立していくために必要な条件としては、男女ともに「給与などの男女間格差をなくすこと」が多くなっています。そのほか男性では年間労働時間の短縮、女性では女性が働くことや男性が家事・育児を行うことへの周囲の理解が多くあげられています。
- ◇ 一方で、ワーク・ライフ・バランスを実現できている人は、全体の 4 割未満であり、男女ともに若い世代と男性の 40 歳代では特に低い状況にあります。また、若い女性の転出が多い状況が続く中、市内に女性が定着し活躍するために必要なことについては、仕事と家庭の両立がしやすい環境整備、雇用の場の拡大、地元企業の賃金向上や処遇改善など、雇用や両立支援に関するものが多くあげられています。

【今後の方向性】

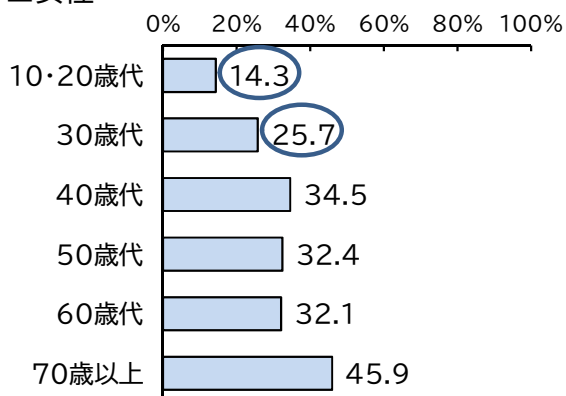
- ◆ 雇用の場における男女の均等な機会や処遇が確保されるよう企業への啓発や情報提供に努めるとともに、意欲ある男女がその能力を活かすことのできる職場環境づくりを促進します。さらに多様な分野での女性のチャレンジを支援します。
- ◆ 若い世代の転出超過をはじめ、人口減少が進む中で、地域の産業や地域活動の担い手不足が懸念されています。将来にわたる地域の持続可能性を高めるため、若者や移住・定住者に対する支援と関係人口の創出に取り組みます。

ワーク・ライフ・バランスの実現※（全体）

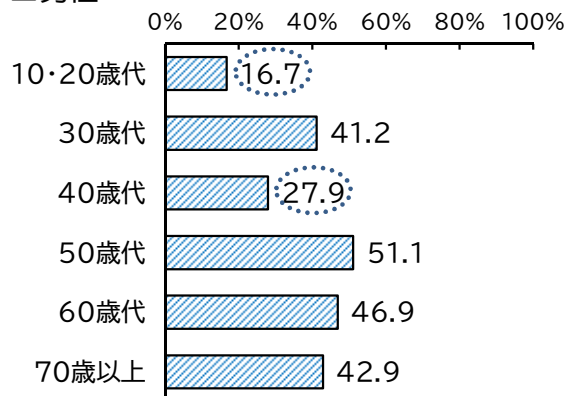


ワーク・ライフ・バランスを「実現できている」割合（性／年代別）

■女性



■男性



※ワーク・ライフ・バランスの理想と現実に関する設問から再集計

〈成果指標〉

指標	現状値 (令和4年度)	目標 (令和14年度)
市の審議会等の委員における女性の割合	32.1%	40%
子育てしやすいと思う保護者の割合	未就学児保護者 54.7% 小学生保護者 56.0%	ともに 60%以上
富士吉田市に住み続けたいと思う人の割合	71.8% (令和3年度)	80% (令和9年度)

富士吉田市女性活躍推進計画

重点目標Ⅱ-1 政策・方針決定の場への女性の参画促進

政策・方針決定過程において女性の視点を反映することができるよう、市の審議会や委員会等において委員の男女比に偏りが生じないように積極的な女性の登用を行います。また、地域における女性の参画が進んでいない現状を受け、自治会役員における女性の参画を促進します。

取組名	取組の内容	担当課
市の審議会等委員への女性の登用促進	市の政策・方針決定過程への女性参画を促進するため、毎年、各審議会や委員会等の女性の割合について調査を実施し、その割合を高めるよう努めます。	市民協働推進課 関係各課
自治会役員における女性の参画促進	自治会役員の改選に際して、各自治会に女性役員の積極的な登用や参加促進に向けた周知・啓発を行います。	市民協働推進課

重点目標Ⅱ-2 仕事と生活を両立できる環境の整備

働きながら子育てや介護をする人が必要とする支援を受けることができるよう、多様なニーズに応じた保育・子育て支援や介護サービスを提供するとともに、男女がともに協力し合い子育てや介護に参加するための学習機会や情報発信に努めます。

また、男女がともに働きやすい環境を整備するため、県と連携した両立支援制度等に関する情報提供と啓発活動を推進します。あわせて、就職セミナーの開催や起業支援など、女性のチャレンジを支援します。

取組名	取組の内容	担当課
保育・子育て支援サービスの提供	就労中の保護者を支援するため、就労形態に合わせた多様な保育サービスの提供を行います。また、住民相互の子育て支援の仕組みであるファミリー・サポート・センターの充実を図ります。	子育て支援課
介護サービスの提供と家族介護者の支援	介護を必要とする人が適切なタイミングで介護サービスを利用できるよう、情報提供や相談支援体制を強化するとともに、介護が必要な人と同居する家族介護者に向けた支援を行います。	健康長寿課

取組名	取組の内容	担当課
男性の子育て・介護への参加の促進	女性に偏りがちな家事、子育てや介護への男性の参加を促進するため、両親学級や広報等を通じた学習機会の提供や情報提供に努めます。 また、男性介護者の孤立防止に向けた支援を推進します。	子育て支援課 健康長寿課
市民や企業に向けた各種情報提供や周知	県やハローワークと連携し、市民や企業に対し法・制度や各種両立支援制度など労働に関する情報提供と周知を行います。また、働きやすい職場環境づくりを進める企業に対する表彰制度への市内企業の応募を促進します。	商工振興課
就職セミナーの開催	地元企業に就職を希望している学生や社会人を対象に、各企業とのマッチングの機会として周辺5町村と連携し、就職セミナーを実施します。	商工振興課
女性のチャレンジ支援	県が主催する女性の起業応援事業を活用し、市内の起業・創業を希望する女性への情報提供や交流の場を創出します。	商工振興課

重点目標Ⅱ-3 地域への若者の移住・定住の推進

移住・定住に関する各種奨励金制度を活用した移住者の支援を行うとともに、市で生まれ育った若者が大学に進学しても市に住み続けることができるよう、通学費用の支援を行うなど定住環境の向上を図ります。

また、市内のコワーキングスペースの整備など、テレワーク等多様な働き方ができる環境づくりを推進することで、女性の多様で柔軟な働き方の可能性を開くとともに、都市部からのU・Iターンをはじめ、関係人口の増加に努めます。

取組名	取組の内容	担当課
若者の移住・定住の促進	定住促進奨励金制度を活用し、移住者の定住に向けた支援を行います。また、鉄道利用通学者支援制度等により、若い人が市に住み続けることのできる環境を整備します。	地域振興・移住定住課
多様な働き方の推進による関係人口の創出	民間企業と連携し、市内の空きスペースを活用したワークスペースの開設など、オンラインを活用した多様な働き方を推進するとともに、ワーケーションをはじめとする関係人口の創出を目指します。	地域振興・移住定住課

基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせるまちづくり



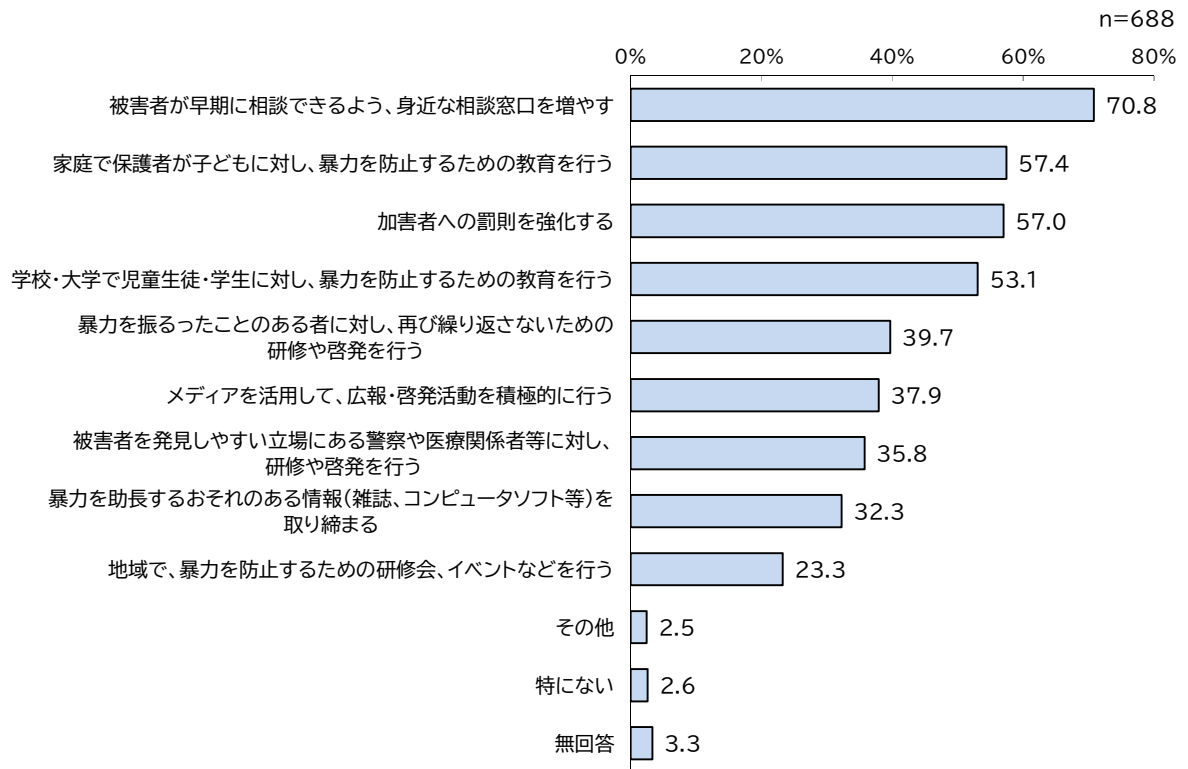
【現 状】

- ◇ DVや性暴力、各種のハラスメントは、家庭など外部から見えづらく、身近な人の間で行われることが多いことから、被害者本人からの訴えがないと支援につながらず、問題が潜在化・長期化しやすい傾向があります。
- ◇ DVと考えられる行為を受けた経験がある割合は女性で高く、殴る・蹴るなどの身体的暴行や暴言などの心理的攻撃では1割を超えています。
- ◇ DV被害の相談について、「相談した」割合は女性が4割であるのに対し、男性は1割強にとどまります。DVを防止するために必要だと思うこととしては、男女ともに「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」ことが特に多くあげられています。
- ◇ DVの相談体制については、山梨県女性相談所と山梨県男女共同参画推進センター（ぴゅあ総合）が配偶者暴力支援センターとして機能しており、電話や面接での相談のほか、支援を行っています。市においては、福祉課の実施する女性相談と人権相談がその役割を担っています。
- ◇ 年齢、障害の有無、家族形態、国籍、性自認・性的指向等の違いにかかわらず、誰もが安心して地域で暮らせるよう、多様性を認め合い、必要とする人に必要な支援を届け、自立した尊厳ある暮らしに向けた支援が求められています。

【今後の方向性】

- ◆ DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV被害者の多くは女性であることから、さまざまな機会を通じて、女性に対するあらゆる暴力を許さないという意識啓発を行うとともに、関係機関と連携しながら、被害者が安心して相談できる体制の充実に努めます。
- ◆ 市民一人ひとりが充実した人生を送るためには、心身の健康が重要な要素となることから、性差やライフステージに応じた健康づくりを支援します。また、妊娠・出産は女性にとって、身体的な影響や大きな環境の変化をもたらすことから、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を行います。
- ◆ 近年、防災対応における男女の二ーズの違いや乳幼児・妊産婦、高齢者・障害のある人や外国人など配慮が必要な人への対応が求められ、防災に対する男女共同参画の視点の重要性が指摘されています。そのため、男性だけでなく女性も方針・決定の場や地域の防災活動に参画し、地域防災力の強化に努めます。

DVやデートDVなどの防止するために必要なこと（全体）



〈成果指標〉

指標	現状値 (令和4年度)	目標 (令和14年度)
配偶者等からの暴力と思われる行為を受けた時に相談した人の割合	女性 42.2% 男性 12.8%	女性 50% 男性 20%
子宮頸がん検診受診率	8.0% (令和3年度)	9.3% (令和5年度)
乳がん検診受診率	9.1% (令和3年度)	10.8% (令和5年度)
富士吉田市防災会議における女性の割合	21.7% (5/23人) (令和3年度)	30%

富士吉田市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画

重点目標Ⅲ-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

D V被害が深刻化する前に支援につなぐことができるよう、相談窓口の周知に努めるとともに、女性相談支援員を中心に被害者に寄り添った相談しやすい体制づくりを強化します。また、実際に被害が発生した際には、被害者の安全を第一に考え、各課や関係機関と連携し、保護と自立に向けた支援を行います。

取組名	取組の内容	担当課
暴力防止に向けた意識啓発と広報の充実	市広報紙における特設ページ「男女共同参画だより」や市ホームページ、SNS等の情報媒体を活用した積極的な情報発信に努めます。	福祉課 市民協働推進課
パープルリボン運動の推進	毎年11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、パープルリボン運動を推進します。	福祉課 市民協働推進課
女性相談・人権相談の実施と相談しやすい体制の充実	女性相談支援員を中心に、DV被害者の思いに寄り添った相談への対応と必要な支援を行います。	福祉課
各課との連携による相談の実施	D V被害者が適切な相談を受け、支援につなぐことができるよう、庁内各課や関係機関との連携を図ります。	福祉課 関係各課
各種相談窓口の周知	さまざまな機会を通じて、多様な機関によるDVや性暴力に関する相談窓口の周知・情報発信を行うことで、早期の相談を促します。	福祉課
DV被害者の緊急時の安全確保と支援の実施	保護が必要なDV被害者に対し、警察をはじめとする関係機関と連携した支援を行います。	福祉課
DV被害者等の各種手続きへの支援	D V被害者の自立に向けて、各種手続きを安全かつ迅速に行うための支援を行います。	市民課 福祉課 関係各課

重点目標Ⅲ-2 多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭や生活に困窮する人、外国人であることや高齢や障害により困難を抱える人等が、生涯を通じて、身近な地域で安心して生活を送ることができる環境づくりを推進します。また、LGBTQや性的指向・性自認に関連する差別や偏見が解消されるよう、市民に対して啓発に取り組むことで、多様性を認め合うことのできる社会の実現を目指します。

取組名	取組の内容	担当課
ひとり親家庭等支援が必要な家庭への支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立支援を目指して、各種援助制度を推進します。また、地域や学校等が連携し、見守り活動を行います。	子育て支援課 学校教育課
経済的な困難を抱える子どもへの就学の支援	経済的な理由で子どもの就学の機会が失われることのないように、学用品費や通学用品費等、義務教育に必要な費用に対する援助を行います。	学校教育課
生活困窮者の自立に向けた支援	自立相談支援員を中心に、生活に困窮する方からの相談に対応するとともに、就業等自立に向けた支援を行います。	福祉課
高齢者の居場所づくりや生きがい活動への支援	地域包括支援センターランチにおいて、高齢者とその家族のための身近な総合相談窓口として、高齢者の健康や介護に関する相談に応じます。また、高齢者の活動拠点である「いきいきサロン」等を開催します。	健康長寿課
障害への理解促進と障害者の地域生活の支援	基幹相談支援センターを中心に障害のある人や家族からの相談に対応するとともに、共生社会の実現に向けて、市民への障害についての正しい理解と知識の普及啓発に努めます。	福祉課
外国人住民への支援	外国人住民に対して、通訳付きの法律相談会を開催し、安心して生活できるよう支援するとともに、多言語や「やさしい日本語」による各種情報提供などを行います。	市民協働推進課
性の多様性に関する理解促進	多様な性の尊重に向けて、広報紙や市ホームページ等を通じた市民の理解促進に取り組みます。	市民協働推進課

重点目標Ⅲ-3 生涯にわたる健康づくりへの支援

がん予防に向けた各種の取組を推進するとともに、健康診査や保健指導など生涯を通じた健康づくりを支援します。また、妊娠・出産から育児まで切れ目のない母子保健事業の充実により、安心して妊娠・出産できる環境づくりを推進します。

取組名	取組の内容	担当課
生涯を通じた健康づくりの支援	健康診査や保健指導を通じて、市民の生涯にわたる健康づくりを支援します。また、子宮がん・乳がん・前立腺がんなど生殖器官のがんをはじめ、各種がん検診の積極的な受診勧奨を行うことで、受診率の向上を図ります。	健康推進室
子宮頸がん予防ワクチンに関する情報提供と積極的な接種勧奨	子宮頸がんワクチンの定期接種が再開されたことを受け、ワクチンの安全性に対する正しい知識の普及啓発を行いながら、小学6年生から高校1年生相当年齢の女子に対する接種を推進します。	健康推進室
妊娠から出産・子育ての切れ目のない支援	産前産後ケアルームにおいて、相談事業やレスパイト、各種教室や子育て中の母親同士の交流など、妊娠中から出産後の母親に寄り添った心身のケアと育児の支援を行います。	健康推進室

重点目標Ⅲ-4 防災・防犯分野への男女共同参画

男女共同参画の視点に立った防災体制を整備するため、防災の方針決定の場である防災会議への女性の参画を促進するとともに、女性消防団員等、防災に関する女性リーダーの育成を図ります。また、女性に多い振り込め詐欺被害などを未然防止するため、防犯意識の向上を図ります。

取組名	取組の内容	担当課
防災会議における委員の女性割合の維持・向上	防災施策へ女性の意見が反映されるよう、防災会議への女性委員の割合の向上に努めます。	安全対策課
防災に関する女性リーダーの育成	女性消防団員や防災士等、防災分野の女性リーダーの育成を行うことで、男女共同参画の視点からの防災・減災の取組を推進します。	安全対策課
防犯意識の向上	「寿安全教室」等の機会を活用し、振り込め詐欺など身近な犯罪を未然に防止するための意識づくりに向けた講座や講演会を実施します。	安全対策課

基本目標Ⅳ 男女共同参画の推進体制の強化



【現 状】

- ◇ 本プランに掲げた内容を実現するためには、国や・県等の行政機関と連携しながら、多岐にわたる取組を総合的かつ計画的に展開していく必要があります。また、行政だけではなく、市民や市民団体、事業者等がそれぞれの立場から男女共同参画の重要性を認識し、一人ひとりが推進に向けて取り組むことが重要です。
- ◇ プランの着実な推進に向けて、男女共同参画や女性の活躍の重要性と必要性に関する全庁的な認識を元にプランの推進に取り組むことができるよう、市職員への啓発や職員の育成を行います。その際、市職員の職業生活と家庭生活の両立や女性職員の活躍に関する行動計画である「次世代育成支援・女性活躍推進のための富士吉田市特定事業主行動計画」との一体的な推進を図ることが求められます。

【今後の方向性】

- ◆ 本プランの実効性を高めるため、進行管理を着実に実施し、施策や取組・事業の進捗状況の点検・評価、報告に努めます。
- ◆ 男女共同参画社会の実現に向けて、本プランを効果的に推進し目標を達成するため、市、市民、事業者、地域等が一体となった推進体制の整備・充実に努めます。また、男女共同参画推進会議や庁内関係各課との連携を推進します。

〈成果指標〉

指標	現状値 (令和4年度)	目 標 (令和14年度)
市男性職員の配偶者出産休暇取得率	25.0% (令和3年度)	毎年 取得率増加
管理的地位にある市職員における女性の割合	22.3%	現状維持

重点目標Ⅳ-1 プランの計画的推進

本プランの計画的な推進に向けて、施策や取組の評価・分析を行い、計画の改善に結びつけるPDCAサイクルに基づく進行管理を行い、男女共同参画推進会議に報告します。

取組名	取組の内容	担当課
PDCA サイクルに基づく計画の進行管理	重点目標における施策の方向ごとに成果目標を設定し、事業の進捗状況や成果の達成状況を把握・管理します。	市民協働推進課
男女共同参画推進会議の開催	プランの進捗状況の報告や市の男女共同参画推進施策について審議を行います。	市民協働推進課

重点目標Ⅳ-2 庁内における男女共同参画の推進

富士吉田市における男女共同参画の推進に向けて、市職員自らがワーク・ライフ・バランスを実現し、あらゆる分野において平等に参画できるよう、庁内の働き方改革や女性活躍推進に取り組みます。

取組名	取組の内容	担当課
男性職員の育児休業・介護休業の取得促進	男性の育児に関する休業・介護休業の取得促進に向けて、制度の周知と利用しやすい環境を整備します。	総務課
市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	テレワークをはじめ、市職員の多様な働き方の推進により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を強化します。	総務課
特定事業主行動計画との一体的な推進	次世代育成支援と市の女性活躍の推進のための、特定事業主行動計画との一体的な推進を目指します。	総務課
女性活躍に向けた職員研修の実施	市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることできるよう、全職員対象の研修において、ジェンダー平等の内容を含む講義を実施します。また、希望者に対し「女性リーダーシップ」研修を開催します。	総務課
性別にとらわれない職員配置の推進	各課における男女比の偏りが生じないよう、男性のみ・女性のみといった慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行います。	総務課
市における各種ハラスメントの防止に向けた研修の実施	市職員に対し、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を防止するための研修を実施します。	総務課

重点目標Ⅳ-3 関係機関等との連携・協力

男女共同参画の推進に関する施策は多方面にわたることから、市内の団体や地域との連携・協力体制を推進します。また、計画の推進力となる男女共同参画推進会議の活動を市民に広く周知するとともに、国や県が開催する研修等に参加することで、男女共同参画に関わる人材の資質向上に努めるとともに、全国や県内外との交流を促進します。

取組名	取組の内容	担当課
市民団体との協働	男女共同参画推進会議や市内のNPO法人等との連携・協働を促進します。	市民協働推進課
男女共同参画推進会議 活動の認知度の向上	推進会議の任期に合わせ、市長に活動報告する機会を設けるとともに、市ホームページに活動の報告書を掲載し、推進会議の活動内容を市民に広く周知します。	市民協働推進課
国や県との連携	男女共同参画に関する国内最大級の会議である日本女性会議、ぴゅあ総合をはじめとする県が定期的に開催する研修活動や学習機会に推進会議委員とともに参加し、全国・県内外との相互の交流に努めます。	市民協働推進課

資 料 編

1 策定経過

年月日	会議内容等
令和4年 4月15日	第1回 富士吉田市男女共同参画推進会議 ・役員選出・年間活動計画について
7月7日 ～25日	富士吉田市男女共同参画に関する住民意識調査の実施
7月12日	第1回 富士吉田市男女共同参画推進委員会 ・第3次ふじよしだ男女共同参画プランの策定について
8月31日	第2回 富士吉田市男女共同参画推進会議 ・第3次ふじよしだ男女共同参画プランの策定について
令和5年 1月11日	第3回 富士吉田市男女共同参画推進会議 ・第3次ふじよしだ男女共同参画プラン（案）について
2月1日 ～28日	パブリックコメントの実施
3月22日	第5回 富士吉田市男女共同参画推進会議 ・パブリックコメントについて ・第3次ふじよしだ男女共同参画プランについて
3月24日	第2回 富士吉田市男女共同参画推進委員会 ・第3次ふじよしだ男女共同参画プランについて

2 富士吉田市男女共同参画推進条例

平成 15 年 3 月 24 日

条例第 2 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 基本的施策(第 8 条—第 13 条)
- 第 3 章 推進体制(第 14 条—第 18 条)
- 第 4 章 補則(第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における男女共同参画に関し、基本理念を定め、その実現に向けて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の基本的施策及び推進体制について必要な事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「男女共同参画」とは、男女が、互いにその人権を尊重し、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に多様な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女が自立した個人として尊重されること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女が生涯にわたり性と生殖に関する健康と権利に配慮されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を妨げるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の生活における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組みと密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調のもとに行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)との密接な協力及び協調を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自主的かつ積極的に役割を果たすよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に自主的かつ積極的に取り組むとともに、男女が職場における活動と家庭、地域等における活動を両立して行うことができるような環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、その者の生活環境を侵害して不快な思いをさせる行為又は性的な言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与える行為をしてはならない。

3 何人も、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、男女共同参画を阻害する暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)をしてはならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画プラン)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画プラン」という。)を定めるものとする。

2 男女共同参画プランは、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 男女の人権の尊重に関する事項

(3) 男女共同参画の普及啓発に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画プランを定めるに当たっては、その創意工夫のもとに市民等の主体的かつ積極的な参加を求めてその意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、男女共同参画プランを定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画プランの変更について準用する。

(男女共同参画に影響を及ぼす施策への配慮)

第9条 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民等の関心と理解を深めるための普及啓発)

第 10 条 市は、情報の提供、広報活動並びに教育及び学習の機会を通じて、基本理念についての市民等の関心と理解を深めるため、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、必要な普及啓発を行うよう努めなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第 11 条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、活動機会の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要があると認める場合には、市民等に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(財政上の措置)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 推進体制

(推進体制の整備)

第 14 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、職員の意識啓発を図るとともに、必要な推進体制を整備するものとする。

(市が設置する附属機関等における措置)

第 15 条 市は、その設置する附属機関等の構成員については、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するよう努めるものとする。

(市民等により構成される会議の開催)

第 16 条 男女共同参画の推進に当たっては、市民等の主体的かつ積極的な参加を求めて男女共同参画の推進に関する施策に反映するため、市民等により構成される会議を開くものとする。

2 市民等により構成される会議を開くに当たっては、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野における男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(市民等からの相談への対応)

第 17 条 市は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画を阻害する行為についての市民等からの相談に対し、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。

(県、他の市町村等との連携及び協力)

第 18 条 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、県、他の市町村等との密接な連携及び協力を確保するものとする。

第 4 章 補則

(補則)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画の推進に関する市の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものは、この条例の規定により策定された男女共同参画プランとみなす。

3 富士吉田市男女共同参画推進会議設置要綱

平成4年3月4日

訓令甲第4号

(設置)

第1条 男女共同参画社会をめざして男女の人権の尊重と男女共同参画の普及啓発を図るため富士吉田市男女共同参画推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(平14訓令甲10・全改、平15訓令甲1・一部改正)

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について推進及び提言を行う。

- (1) 男女共同参画プランに関すること。
- (2) 男女の人権の尊重に関すること。
- (3) 男女共同参画の普及啓発に関すること。
- (4) その他男女共同参画の推進に関すること。

(平14訓令甲10・平15訓令甲1・一部改正)

(組織)

第3条 会議は、男女共同参画に関し識見を有する市民及び公募による市民のうちから市長が委嘱する委員20名以内をもって組織する。

(平15訓令甲1・全改)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平10訓令甲1・平15訓令甲1・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平15訓令甲1・一部改正)

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

(平15訓令甲1・一部改正)

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画部において処理する。

(平13訓令甲10・平14訓令甲1・平18訓令甲1・平24訓令甲16・平26訓令甲9・一部改正)

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等は、富士吉田市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第22号)第1条第2項及び第3条の規定を準用する。

(平9訓令甲8・追加)

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(平9訓令甲8・旧第8条繰下)

附 則

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年訓令甲第11号)

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年訓令甲第8号)

この訓令甲は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年訓令甲第1号)

この訓令甲は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成13年訓令甲第10号)

この訓令甲は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年訓令甲第1号)

この訓令甲は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年訓令甲第10号)

この訓令甲は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年訓令甲第1号)

この訓令甲は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年訓令甲第1号)

この訓令甲は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第16号)

この訓令甲は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年訓令甲第9号)

この訓令甲は、平成26年4月1日から施行する。

4 富士吉田市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成7年9月29日

訓令甲第14号

(設置)

第1条 男女共同参画の推進に関する施策について、関係部課の相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、富士吉田市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(平14訓令甲11・平15訓令甲2・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(平14訓令甲11・平15訓令甲2・一部改正)

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長は副市長を、副委員長は企画部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 副委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(平14訓令甲11・平15訓令甲2・平18訓令甲1・平19訓令甲6・平24訓令甲16・平26訓令甲9・一部改正)

(幹事会)

第5条 委員会は、第2条に規定する所掌事務を調査研究するため、課長相当職の職員で構成する会議(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 副委員長は、課長相当職の職員(以下「幹事」という。)のうちから所掌事務に関係ある幹事を招集し、幹事会を開催する。

3 副委員長は、幹事会の議長となり、協議結果を委員長に報告するものとする。

4 委員長は、前項の報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、第2条に規定する所掌事務を処理する。

(関係職員等の出席)

第6条 委員会の議長は、必要があると認めるときは、所掌事務に関係ある幹事又は職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

2 幹事会の議長は、必要があると認めるときは、所掌事務に関係ある職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部において処理する。

(平13訓令甲10・平14訓令甲1・平18訓令甲1・平24訓令甲16・一部改正)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令甲は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成8年訓令甲第1号)

この訓令甲は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年訓令甲第1号)

この訓令甲は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年訓令甲第2号)

この訓令甲は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年訓令甲第1号)

この訓令甲は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年訓令甲第10号)

この訓令甲は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年訓令甲第1号)

この訓令甲は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年訓令甲第11号)

この訓令甲は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年訓令甲第2号)

この訓令甲は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令甲第12号)

この訓令甲は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年訓令甲第1号)

この訓令甲は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令甲第 6 号)

この訓令甲は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年訓令甲第 17 号)抄
(施行期日)

1 この訓令甲は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年訓令甲第 16 号)

この訓令甲は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年訓令甲第 14 号)

この訓令甲は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年訓令甲第 9 号)

この訓令甲は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年訓令甲第 18 号)

この訓令甲は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。

附 則(令和 2 年訓令甲第 1 号)

この訓令甲は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年訓令甲第 10 号)

この訓令甲は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

(平 8 訓令甲 1・平 9 訓令甲 1・平 10 訓令甲 2・平 11 訓令甲 1・平 13 訓令甲 10・平 17 訓令甲 12・平 18 訓令甲 1・平 19 訓令甲 6・平 22 訓令甲 17・平 24 訓令甲 16・平 25 訓令甲 14・平 26 訓令甲 9・平 27 訓令甲 18・令 2 訓令甲 1・令 3 訓令甲 10・一部改正)

委員	副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、産業観光部長、都市基盤部長、演習場対策室部長、ふるさと納税推進室部長、市立病院事務長、教育部長、議会事務局長、その他部に属する部長
----	--

5 用語解説

用語	説明
育児・介護休業法	平成3年5月公布の「育児休業等に関する法律（育児休業法）」に介護休業を盛り込む改正が行われ、平成7年6月に公布された。 育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して事業主が行わなければならない、勤務時間などに関する措置や支援措置について定めている。令和3年6月の改正により、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（産後パパ育休）の創設や、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等が盛り込まれた。
LGBTQ（性的少数者）	Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、体の性と心の性が一致しない人）、Questioning（クエスチョニング、性自認を定められないまたは定めない者）それぞれの頭文字からとったセクシャルマイノリティ（性的少数者）の総称のことをいう。その他にも、男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人（X-gender）などのさまざまなセクシュアリティの人が存在する。
エンパワーメント	自らが主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
国際婦人年	1972（昭和47）年国連総会において、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むために宣言・設定された行動計画のひとつ。国連は1975（昭和50）年を国際婦人（女性）年とすることを宣言、同年にメキシコ市で開催された第1回世界女性会議では「世界行動計画」が採択され、女性の状況改善を目指して以後10年間の指針が立てられた。さらにその後の国連総会で、1985（昭和60）年までを『国連婦人の10年』とすることが決議された。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。
コワーキングスペース	さまざまな年齢、職種、所属の人たちが空間を共有しながら仕事を行うスペースのこと。「Co（＝共同の、一緒に）」「Working（＝働く、仕事をする）」「Space（＝場所）」を語源に、それぞれを掛け合わせて作られた言葉で、「共同で働く場所」という意味をもつ。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの「生物学的性別（セックス／sex）」がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。
ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）	世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表している経済・教育・政治参加などの分野から算出される男女の格差を示す指標。
ジェンダー平等	一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

用語	説明
女子差別撤廃条約 (女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。本条約は、1979（昭和54）年の第34回国連総会において採択され、1981（昭和56）年に発効した。日本は1985（昭和60）年に締結している。
女性に対する暴力をなくす運動	全国の関係機関・団体等が連携し、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図る活動を実施するもので、11月25日を最終日とする2週間の期間が運動期間。国が平成12年度から実施している。
女性活躍推進法	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の略称。推進についての基本原則を定め、国・地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、支援措置等について定めている。
性自認・性的指向	性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念のこと。 性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、それらの頭文字を取りSOGI（ソジ）と総称される。
セクシュアル・ハラスメント	性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えること又は性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること。
ダイバーシティ	「多様性」を意味する言葉で、人種・年齢・性別・能力・価値観などさまざまな違いを持った人々が組織や集団において共存している状態を指す。
多文化共生 多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。多文化共生社会とは、国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていける社会のこと。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野の取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年6月23日に交付・施行された法律。
デートDV	恋人や交際相手など親密な関係にある者（配偶者を除く）の一方から他方に対して振られる身体的、精神的、経済的及び性的暴力等のこと。
テレワーク	情報通信技術を利用して、オフィス勤務の場合のように時間・場所など条件にとらわれずに、オフィス以外の場所で勤務する業務形態のこと。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者・パートナー（以前にそうした関係にあった者を含む）からの身体的、精神的、経済的及び性的暴力等のこと。単に殴る蹴る等の身体的暴行だけでなく、威嚇、無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることも含む。

用語	説明
D V 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）	平成 13 年 4 月に公布された D V の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。平成 16 年の改正により、暴力の定義の拡大や、保護命令の対象の拡大などが行われたほか、国において「基本方針」が定められた。令和元年 6 月の改正により、児童虐待と密接な関連があるとされる D V 被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されるとともに、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることが明確化された。
P D C A サイクル	管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
フレイル（虚弱）	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した状態のこと。
北京宣言及び行動綱領	1995（平成 7）年 9 月に北京にてアジアで初めての開催となる、第 4 回世界女性会議が開催され、「平等、開発及び平和のための行動」をスローガンに「北京宣言」及び「行動綱領」が採択された。 「北京行動綱領」は、女性の人権に関する最も包括的で高い水準の国際文書であり、女性のエンパワーメントに関するアジェンダとして 12 の重大問題領域（貧困、教育と訓練、健康、女性に対する暴力、人権、メディア、環境、女兒など）が設定されている。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいう。
マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱いを行うこと。
無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	誰もが意図せず潜在的に持っている偏見のこと。育つ環境、所属する集団の中で影響を受け、既成概念、固定概念となっていく。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	個人の自己決定を保障する考え方で、生涯にわたって身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。
労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口の割合のこと。労働力人口とは、就業者（収入になる仕事をしている人数）と完全失業者（仕事をしていないが、仕事をするのが可能であり、ハローワーク等に申し込むなど積極的に仕事を探していた人数）を合わせたもの。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすといった人生の各段階においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
ワーケーション	Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。



富士吉田市

第3次ふじよしだ男女共同参画プラン

令和5年3月

発行 富士吉田市

編集 富士吉田市 企画部 市民協働推進課

住所 〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田 6-1-1

電話 0555-22-1111（代表）